

田布施町国土強靱化地域計画

令和4年2月

田布施町

目 次

はじめに	1
1 計画策定の趣旨	1
2 計画の位置付け	1
3 計画期間	1
第1章 基本的な考え方	2
1 基本目標	2
2 強靱化を推進する上での基本的な方針	2
第2章 想定するリスク	3
1 本町の地域特性	3
2 対象とする自然災害	3
第3章 脆弱性評価	7
1 脆弱性評価の考え方	7
2 脆弱性評価の手順	7
3 脆弱性評価の結果	9
第4章 強靱化の推進方針	10
1 施策分野ごとの推進方針	10
第5章 計画の着実な推進	18
1 計画の推進体制	18
2 計画の進行管理	18
【資料編】	
「起きてはならない最悪の事態」ごとの脆弱性評価結果	19
施策分野ごとの脆弱性評価結果	45

はじめに

1 計画策定の趣旨

東日本大震災の教訓を踏まえ、平成25年(2013年)12月に「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法(以下「基本法」という。)」が公布・施行されました。

国土強靱化は、災害の発生の度に甚大な被害を受け、その都度、長期間をかけて復旧・復興を図るといった「事後対策」の繰り返しを避け、どのような災害が起ころうとも、最悪の事態に陥ることが避けられるような強靱な行政機能、地域社会、地域経済を事前に作り上げていこうとするものです。

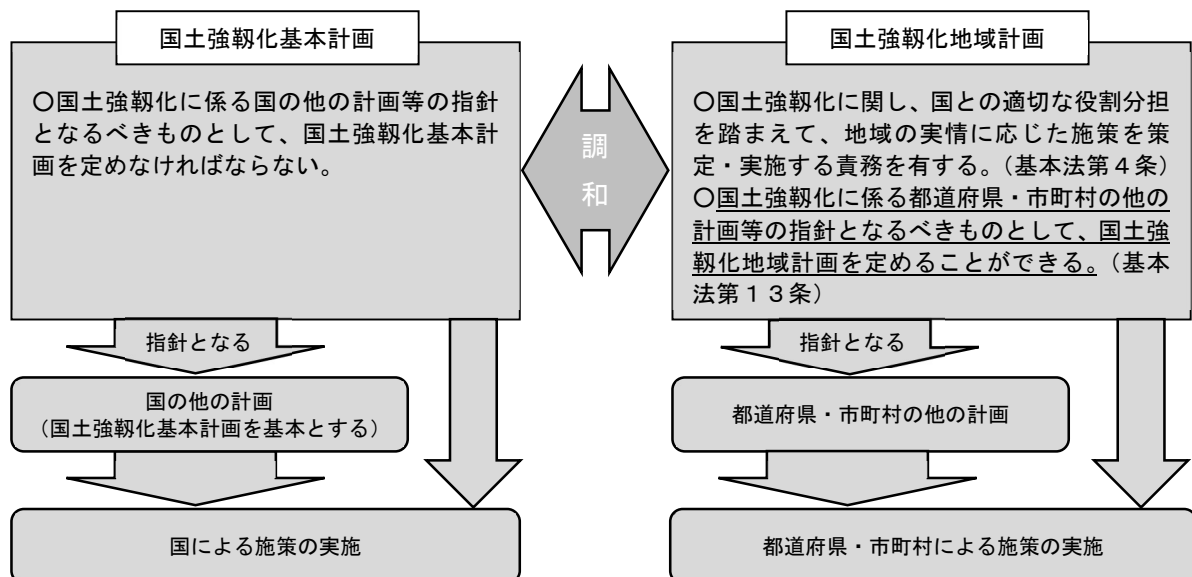
こうした国土強靱化を実効あるものとするためには、国・県における取組のみならず、民間事業者を含め、関係者が総力を挙げて取り組むことが不可欠であり、国における国土強靱化基本計画(以下「基本計画」という。)の策定に引き続き、地方公共団体においても国土強靱化地域計画を策定し、国と地方が一体となって国土強靱化の取組を進めることが重要となります。

このため、本町においても、大規模災害等に平時から備え、「強さ」と「しなやかさ」を持った安全・安心な地域・経済社会を構築するため、本町における国土強靱化に関する施策の総合的、計画的な推進を図るため「田布施町国土強靱化地域計画(以下「本計画」という。)」を策定するものです。

2 計画の位置付け

本計画は、基本法第13条に基づく「国土強靱化地域計画」として、本町における国土強靱化に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための指針として定めるものです。

国土強靱化基本計画及び国土強靱化地域計画の関係



3 計画期間

本計画の期間は、令和3年度(2021年度)から令和8年度(2026年度)とし、以降、概ね5年ごとに見直しを行います。なお、計画期間中であっても、施策の進捗や社会経済情勢の変化等を踏まえ、必要に応じて計画を見直します。

第1章 基本的な考え方

1 基本目標

本町においては、近年相次いで大雨等による被害が発生し、また、近い将来、南海トラフ地震の発生も予測され、人命を守り、また、経済社会への被害が致命的にならず迅速に回復する「強さとしなやかさ」を備えた国土を平時から構築することが重要です。

このため、本計画では次の4点を基本目標として、国土強靱化の取組を推進します。

なお、基本目標は、国の基本計画及び山口県国土強靱化地域計画と同一の基本目標とします。

いかなる大規模自然災害が発生しようとも、

- ①人命の保護が最大限図られること
- ②町及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること
- ③町民の財産及び公共施設に係る被害の最小化
- ④迅速な復旧復興

2 強靱化を推進する上での基本的な方針

強靱化の推進にあたっては、国の基本計画における「国土強靱化を推進する上での基本的な方針」を踏まえ、以下に掲げる基本的な方針に基づき取り組むこととします。

【強靱化に向けた取組姿勢】

- ・本町の強靱化を損なう原因をあらゆる側面から検討します。
- ・短期的な視点によらず、長期的な視野を持って計画的に取り組めます。
- ・地域の経済成長にも資する取組とします。

【適切な施策の組み合わせ】

- ・ハード対策とソフト対策を適切に組み合わせ、効果的に施策を推進します。
- ・非常時のみならず、平時にも有効に活用される対策となるよう工夫します。

【効率的な施策の推進】

- ・効率的・効果的に強靱化を進めるため、取組を重点化します。

【地域の特性に応じた施策の推進】

- ・人のつながりや地域コミュニティ機能を強化し、地域全体で強靱化を推進します。
- ・女性、高齢者、障害者等に配慮するとともに、本町の地域の特性（自然、産業等）に応じた施策を推進します。

第2章 想定するリスク

1 本町の地域特性

(1) 自然条件

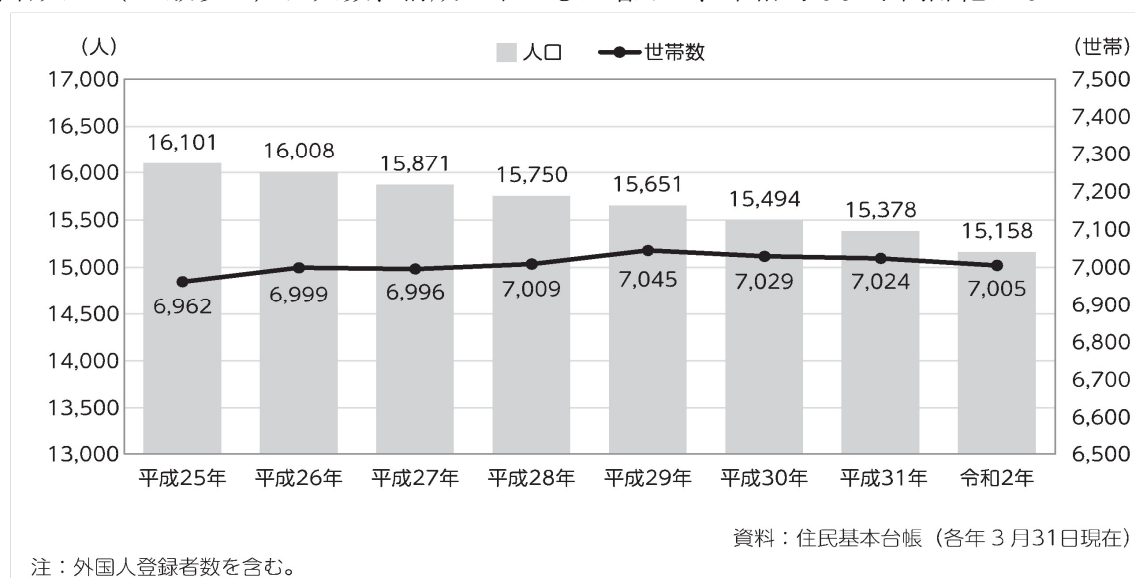
本町は山口県南東部に位置し、町の北西部は山岳地帯となっており、この山岳に源をなす小河川が合流して田布施川となり、中央部を貫流し、南部の瀬戸内海に注いでいます。南方海上1,500mの位置に馬島があり、また、北には田布施町の飛び地として小行司地区があります。

気候は、温暖で降水量が少なく、日照時間の多い瀬戸内海型気候区に属しています。

(2) 社会経済的特性

①人口

本町の人口は、令和2（2020）年3月末日現在15,158人で近年は減少傾向にあります。一方、町の高齢者人口（65歳以上）は人数、構成比率ともに増加し、本格的な少子高齢化になっています。



②地域

町の中心部は平坦地で市街地をなして、JR山陽本線田布施駅を中心に道路網が四方に広がっています。

周辺市町との関係では、柳井市、光市、平生町、周南市との通勤・通学流動が目立って多く、一体的な生活圏を形成しています。

2 対象とする自然災害

本計画においては、山口県の特長や過去の災害の発生状況等を踏まえ、町民生活・経済に影響を及ぼすリスクとして、山口県において最も発生頻度が高く、全国的にも甚大な被害をもたらしている「大雨による浸水・土砂災害」、近年、温暖化等により大型化・強力化する「台風による風水害及び高潮災害」、さらには、今後発生が懸念される「南海トラフ地震等による地震・津波災害」などの大規模自然災害を想定します。

こうした大雨、台風、地震のほか、積雪による停電や交通障害の発生など、町民生活に影響を

及ぼす大雪についても、配慮する必要があります。

(1) 大雨による浸水・土砂災害

近年、全国的にも短期的・局地的豪雨が頻発し、数時間で平年1か月分の数倍もの降水量をもたらすこともあり、大規模な被害が懸念されます。

また、山口県の河川は、一般に幅が狭く、勾配が急なものが多く、また地質的にも風化しやすく浸食に弱い花崗岩地帯が多いことから、土石流、地すべり、急傾斜地崩壊の危険性が高くなっています。

【過去の災害事例】

近年の浸水・土砂災害	災害の概況	死者・行方不明者数	全壊家屋	床上浸水
			半壊家屋	
平成21年7月21日豪雨災害 (2009年)	防府市で、大規模な土石流が住宅や老人福祉施設を直撃。	22人	33棟 77棟	696棟
平成22年7月15日大雨災害 (2010年)	県西部で局地的な集中豪雨。厚狭川、木屋川が氾濫。JR美祢線の橋梁流出。	—	3棟 35棟	608棟
平成25年7月28日大雨災害 (2013年)	阿武川、田万川、須佐川が氾濫。JR山口線、山陰本線で橋梁流出、橋脚沈下。	3人	32棟 508棟	153棟
平成26年8月6日大雨災害 (2014年)	県東部を中心に猛烈な雨。複数箇所です砂災害が発生。	2人	10棟 190棟	11棟
平成30年7月豪雨災害 (2018年)	県東部を中心に記録的な大雨。島田川等が氾濫。複数箇所です砂災害が発生。	3人	23棟 522棟	143棟

(2) 台風による風水害及び高潮災害

近年、地球温暖化など気候変動に伴い、台風が大型化・強力化しており、大規模な被害が懸念されます。

勢力の強い台風が、九州の西海上を衰弱することなく北上して、対馬海峡を通過したときや、長崎県に上陸した後北東に進んだ場合には、山口県でも大きな災害が発生しています。昭和17年(1942年)の周防灘台風や平成3年(1991年)の台風第19号、平成11年(1999年)の台風第18号などが該当します。台風がこのようなコースをとれば、猛烈な風により瀬戸内海や豊後水道から海水が吹き寄せられ、高潮による災害も起こりやすくなります。

特に、山口県の瀬戸内海(周防灘)沿岸は、対岸距離が長く、入り江、湾形の多い南向きの海岸であるため、台風時における高潮、高波の被害を受けやすくなっています。

【過去の災害事例】

近年の台風・高潮災害	災害の概況	死者・行方不明者数	全壊家屋	床上浸水
			半壊家屋	
平成3年台風第19号 (1991年)	強風と塩害、瀬戸内海沿岸では高潮による被害が多く発生。	6人	35棟 650棟	520棟

平成11年台風第18号 (1999年)	宇部市に上陸し山口県を縦断。上陸が大潮期の満潮時と重なり、瀬戸内海沿岸では記録的な高潮。	3人	80棟	2,468棟
			1,284棟	
平成17年台風第14号 (2005年)	活発な雨雲が長時間覆い続けた影響を受け、県東部を中心に記録的な豪雨。錦川が氾濫。	3人	6棟	745棟
			332棟	

(3) 南海トラフ地震等による地震・津波災害

①南海トラフ地震

南海トラフに震源を有する地震は過去に100～150年周期で発生し、日本各地に大きな被害をもたらしました。震源位置によって東海地震、東南海地震、南海地震と呼ばれますが、過去にそれぞれの地震が個別に発生したもの又は2地震あるいは3地震が同時に発生した様々なケースがあったと考えられています。

国の地震調査研究推進本部によれば、平成31年(2019年)1月1日を基準日として南海トラフ地震が今後30年以内に発生する確率は70%～80%と予想されており、地震規模はマグニチュード(M)8～9クラスとされています。

【南海トラフ地震の被害想定結果】

想定地震 南海トラフ巨大地震 (M9クラス)	最大震度	最高津波水位 (T.P.M)	被害想定			
			人的被害		建物被害	
			死者	負傷者	全壊・焼失	半壊
田布施町	6弱	3.4m	0人	21人	49棟	551棟
山口県	6強	3.8m	614人	1,477人	5,926棟	43,021棟

②安芸灘～伊予灘の地震

この地域に発生する地震は、西日本へもぐり込むフィリピン海プレート先端部の地下約50km以深で発生するスラブ内(プレート内)地震と考えられており、これまで50～100年の周期でM7クラスの地震が発生しています。平成13年(2001年)芸予地震(M6.7)もこの地域で発生した地震です。

【安芸灘～伊予灘の地震の被害想定結果】

想定地震 安芸灘～伊予灘 の地震	地震規模	最大震度	被害想定			
			人的被害		建物被害	
			死者	負傷者	全壊	半壊
田布施町	M7.25	5強	0人	6人	29棟	106棟
山口県		6弱	31人	339人	902棟	4,540棟

③山口県内活断層による地震

活断層とは、過去に繰り返し活動し、今後も再び活動すると考えられる断層です。

山口県には、10以上の活断層が存在し、活動間隔は数千年から数万年とされていますが、発生時期の推定は困難です。

これらの活断層が動いた場合、直下型の地震が発生するため、大きな揺れ(最大震度6弱～7)が想定されます。

【山口県内の主要な活断層による地震の被害想定結果】

想定地震		地震規模	最大震度	被害想定			
				人的被害		建物被害	
				死者	負傷者	全壊	半壊
中央構造線断層帯 (石鎚山脈北縁西部 ～伊予灘)	田布施町	M8.0	6弱	2人	41人	73棟	531棟
	山口県		6強	97人	922人	2,470棟	12,116棟
大竹断層地震	田布施町	M7.2	6弱	6人	88人	133棟	1,055棟
	山口県		7	1,507人	4,789人	21,454棟	41,568棟
大河内断層地震	田布施町	M6.8	6弱	1人	19人	42棟	267棟
	山口県		6強	334人	2,639人	5,966棟	19,303棟
日積断層地震	田布施町	M6.7	6弱	7人	103人	184棟	1,157棟
	山口県		6強	96人	855人	2,146棟	10,497棟

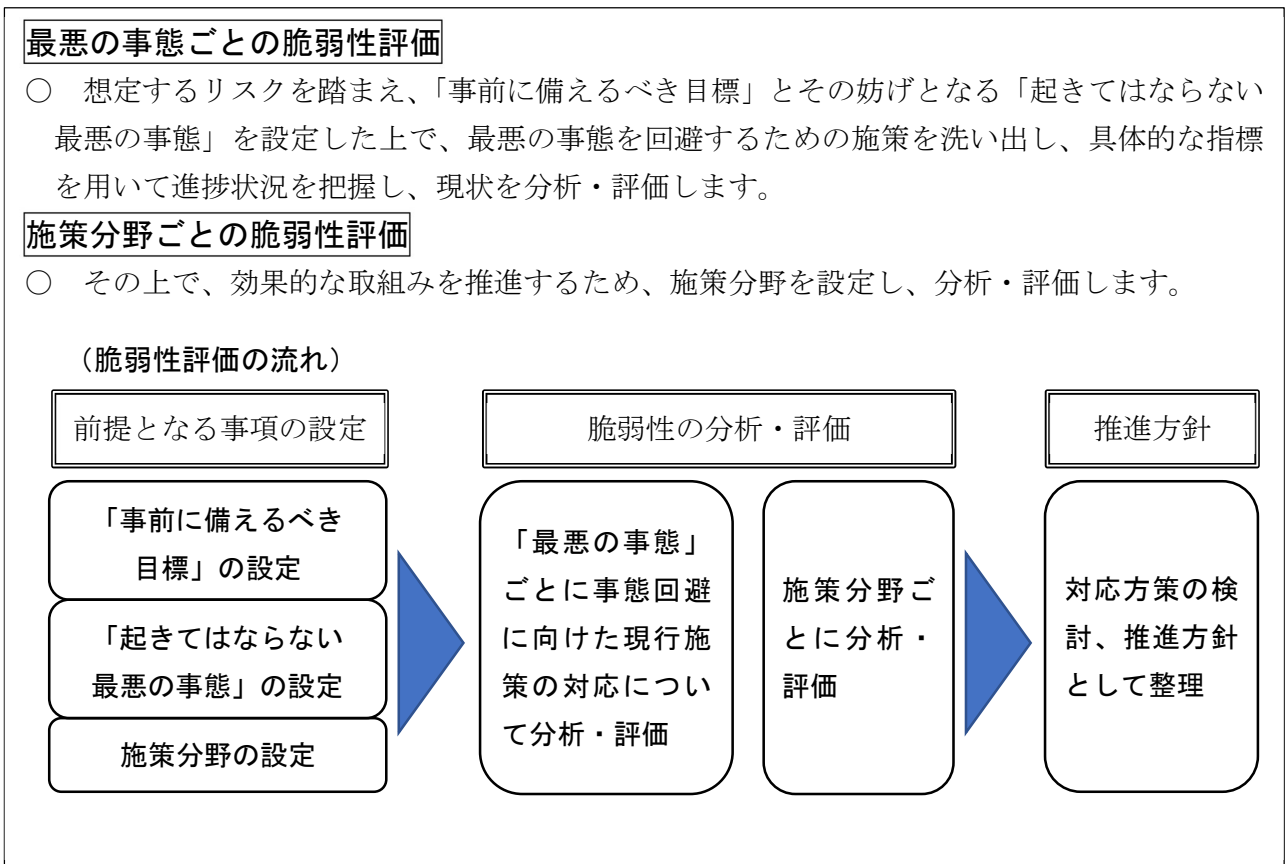
第3章 脆弱性評価

1 脆弱性評価の考え方

国土強靱化の推進を図る上で必要な対策を明らかにするため、本町の強靱化の現状と課題を評価すること（脆弱性評価）は、重要です。

このため、国が示した国土強靱化地域計画策定ガイドラインに基づき、脆弱性評価を行い、評価結果に基づき、対応方策を検討しました。

2 脆弱性評価の手順



(1) 「事前に備えるべき目標」と「起きてはならない最悪の事態」の設定

脆弱性評価は、基本法第17条第3項において、起きてはならない最悪の事態を想定した上で行うこととされています。

本計画では、基本計画を踏まえ、8つの「事前に備えるべき目標」と、33の「起きてはならない最悪の事態」を設定しました。

事前に備えるべき目標		起きてはならない最悪の事態	
1	【人命の保護】 大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる	1-1	建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や火災による死傷者の発生
		1-2	大規模津波等による多数の死者の発生
		1-3	高潮など異常気象等による長期的な浸水
		1-4	大規模な土砂災害等による多数の死傷者の発生
		1-5	情報伝達の不備や防災に関する知識の不知等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生
2	【救助・救急、医療活動】 大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる（それがなされない場合の必要な対応を含む）	2-1	被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止
		2-2	多数かつ長期にわたる孤立集落等の同時発生
		2-3	消防等の被災による救助・救急活動等の絶対的不足
		2-4	救助・救急、医療活動のためのエネルギー供給の長期途絶
		2-5	医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶による医療機能の麻痺
		2-6	被災地における疫病・感染症等の大規模発生
		2-7	劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生
3	【行政機能の確保】 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する	3-1	町職員・施設等の被災による機能の大幅な低下
4	【情報通信機能の確保】 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な情報通信機能は確保する	4-1	電力供給停止等による情報通信の麻痺・長期停止
		4-2	情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態
5	【経済活動の維持】 大規模自然災害発生後であっても、経済活動（サプライチェーンを含む）を機能不全に陥らせない	5-1	サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下による企業活動の低下
		5-2	社会経済活動、サプライチェーンの維持に必要なエネルギーの供給停止
		5-3	基幹的交通ネットワークの機能停止
		5-4	食料等の安定供給の停滞
6	【ライフラインの確保】 大規模自然災害発生後であっても、生活・経済活動に必要最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る	6-1	ライフライン（電気、ガス、上下水道）の長期間にわたる機能停止
		6-2	地域交通ネットワークが分断する事態
7	【二次災害の防止】 制御不能な二次災害を発生させない	7-1	市街地での大規模火災の発生
		7-2	有害物質の大規模拡散・流出
		7-3	ため池、防災施設等の損壊・機能不全による二次災害の発生
		7-4	農地・森林等の荒廃による被害の拡大
		7-5	風評被害等による地域経済等への甚大な影響
8	【迅速な復旧復興】 大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・復旧できる条件を整備する	8-1	大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態
		8-2	道路啓開等の復旧・復興を担う人材（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態
		8-3	地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等により復旧・復興が大幅に遅れる事態
		8-4	基幹インフラの損壊により復旧・復興が大幅に遅れる事態
		8-5	広域・長期にわたる浸水被害の発生により復旧・復興が大幅に遅れる事態
		8-6	貴重な文化財や環境的資産の喪失等による有形・無形の文化の衰退・損失
		8-7	事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態

(2) 施策分野の設定

脆弱性評価は、基本法第17条第4項において、国土強靱化に関する施策の分野ごとに行うこととされています。

本計画では、基本計画、山口県の地域計画を踏まえ、効果的な取組みを推進するため、8つの個別施策分野と3つの横断的分野を設定しました。

(個別施策分野)

- | | |
|----------|------------|
| ①行政機能 | ②住宅・都市／環境 |
| ③保健医療・福祉 | ④産業・エネルギー |
| ⑤情報・通信 | ⑥交通・物流 |
| ⑦農林水産 | ⑧国土保全・土地利用 |

(横断的分野)

- | | |
|---------------|--------|
| ⑨リスクコミュニケーション | ⑩老朽化対策 |
| ⑪官民連携 | |

3 脆弱性評価の結果

「起きてはならない最悪の事態」ごとの脆弱性評価の結果は、別紙1(P19～44)のとおりです。また、施策分野ごとの脆弱性評価の結果は、別紙2(P45～53)のとおりです。

【主要な脆弱性評価の結果】

- 災害を未然に防止する公共土木施設等(橋梁、堤防等)の計画的な整備が必要
- 生活・社会基盤の耐震化や公共土木施設等の老朽化への対応が必要
- 災害時の輸送・復旧活動等を支える広域道路ネットワークの整備が必要
- 「自助」「共助」に基づく地域防災力の充実強化が必要
- 早期避難や孤立防止等のための情報伝達・通信基盤の確保・拡充が必要
- 関係機関の連携等による救助・救急体制の整備が必要

など

第4章 強靱化の推進方針

1 施策分野ごとの推進方針

推進方針は、脆弱性評価の結果を踏まえ、ハード・ソフト両面から、基本目標の達成に向け今後必要となる対応策を施策分野ごとに取りまとめました。

(1) 行政機能

災害応急対策の円滑な実施のため、庁舎等の耐震化や装備資機材の整備・高度化、消防関係機関の連携強化等を図ります。

《防災拠点となる公共施設等の強化》

本庁舎をはじめとする公共施設は、災害対応の拠点となる重要な施設であり、長寿命化工事の実施や建替等の取り組みを推進するとともに、電力供給遮断などの非常時に、防災拠点施設における行政機能の維持に必要な電力を確保する。

《業務継続計画（BCP）の実効性に向けた取組》

業務継続体制を確立するため、町の業務継続計画（BCP）について、定期的に見直しを行うとともに、職員への周知徹底を図る。

《応援協定の締結・拡充》

大規模災害発生時の広域応援対策を円滑に講ずるために、県及び他の市町村と相互応援協定を締結するとともに、関係機関や民間団体等との災害応援協定の締結により協力体制の確立・強化を図る。

《避難体制の整備》

- ・防災に関する情報を、確実な避難行動に繋げていくため、地域の災害リスクをあらかじめ把握し、地域で呼びかけあって避難する具体的な体制づくりを進めていく。
- ・大規模災害に備え、行政主体の避難所運営ではなく、女性や高齢者など多様な避難者の視点やニーズの違い等に配慮した良好な生活環境を確保するとともに、地域住民による自主的な避難所運営ができる体制を整える。
- ・避難所における飲料水や食糧及び毛布やトイレ、発電機等資機材の防災備蓄の充実を図る。
- ・指定避難所、避難場所の指定・拡充を図るとともに、公共施設等の長寿命化計画の策定・更新を行うとともに、予備的な公共施設、協定による民間施設の活用、近隣市町との相互受け入れ等による避難先の確保に取り組む。

《地域の治安維持》

災害発生時において、警察機能が低下した際には、無人となった住宅・店舗を狙った窃盗事件等が発生するおそれがあるため、防犯灯・防犯カメラの整備を推進するとともに、防犯パトロール活動の推進、田布施町メールの配信など、関係機関の連携のもと、治安維持に努める。

《警察施設、消防施設の耐震化、情報通信機能の耐災害性の強化》

地域における活動拠点となる警察施設や消防施設の耐震化や建て替え工事等を強化する。また、情報通信機能の耐災害性の強化、高度化を着実に推進する。

《消防団員等の確保・育成》

地域防災体制の強化を図るため、団員の処遇や装備の改善とともに、団員確保に向けた広報活動や消防団協力事業所表彰等を通じて消防団員の確保に取り組む。

《消防の装備等整備・高度化》

迅速・的確な救出救助活動を図るため、消防の消防機庫、車両、各種装備資機材等の整備の充実や高度化を推進し、災害対応能力の強化を図る。

(2) 住宅・都市／環境

災害に強いまちづくりを進めるため、学校・住宅・大規模建築物等の耐震化や避難路・避難地の確保など都市防災機能の向上を推進するとともに、災害廃棄物の処理を迅速かつ適正に行う体制を整備します。

《学校施設の長寿命化》

学校施設は、児童生徒が日中の大半を過ごす場であり、災害時の避難場所となるとことも多いことから、非構造部材の耐震化を図るとともに、施設の長寿命化に取り組む。

《住宅・建築物等の耐震化》

住宅の安全性の向上を図るため、住宅・建築物安全ストック形成事業を実施し、耐震化の普及啓発や耐震診断・耐震改修への支援を行い、耐震化を促進する。

《公営住宅の長寿命化》

公営住宅の需給見通しを踏まえ、公営住宅等整備事業、公営住宅等ストック総合改善事業を推進する。

《都市施設の整備》

延焼防止や避難地・避難路の確保など都市の防災機能の向上を図るため、計画的に市街地における街路や公園等の整備を含めた面的整備を推進する。

《防災・減災のまちづくりの推進》

様々な災害リスクが高まる中、災害に強い都市の形成を図るためハード・ソフトを組み合わせた総合的な防災・減災対策について都市計画マスタープランに盛り込むことにより、都市防災を推進する。

《大規模盛土造成地マップの整備》

大規模盛土造成地に対する町民の防災意識醸成と、所有者に宅地の安全性向上を促すためには、

大規模盛土造成マップの効率的な周知方法について県と連携して検討するとともに、第二次スクリーニングを行う。

《住宅の防火対策の推進》

火災発生時の逃げ遅れによる被害を防止するために、住宅用火災警報器の設置を促進するとともに、適切な維持管理や交換に関する啓発を推進する。また、大規模地震発生後の漏電等による電気火災の発生を防止するための感震ブレーカー等の設置について、普及啓発を行う。

《消防水利の整備》

消防力の充実強化に必要な水利施設の整備及び維持管理を適正に行うとともに、地震により消火栓等が損傷し消防水利が使用できない場合に備え、耐震性防火水槽の効果的配置を推進する。

《空き家対策の推進》

防災上の問題等を解決するため、空家等対策計画により空家の利活用・適切な管理を促進する。

《文化財防災対策の促進》

- ・指定文化財を適切に保管できるよう、管理状況等を把握し、必要な助言を行う。
- ・文化財建造物を災害から守り、利用者の安全を確保するとともに、文化財の特性に応じた防災・減災対策を促進する。

《内水対策の促進》

ハード・ソフト両面から浸水被害の軽減・最小化を図るため、下水道（雨水）の整備、内水ハザードマップの作成・公表や、防災訓練等を通じた住民のハザードマップ活用を促進する。

《上下水道施設等の耐震化等の促進》

- ・被災に伴う長期断水を防ぎ被害を最小限に抑えるため、水道施設（飲料水供給施設を含む）の老朽化対策・耐震化を着実に推進する。
- ・日本水道協会等における応急給水体制、活動内容等の情報伝達方法、緊急時用の連絡網を再整備することにより、正確かつ迅速な情報共有を図り応急給水体制を向上させる。
- ・災害時にも機能を確保する下水道 BCP に基づく訓練の実施や BCP の情報更新を行うとともに、計画的な下水道施設の整備・改築・更新を促進するために、下水道ストックマネジメント計画の策定・見直しをする。
- ・浄化槽整備区域にある汲み取り便槽や単独処理浄化槽を、合併処理浄化槽への転換を促進する。

《災害廃棄物処理対策の推進》

災害廃棄物処理計画や国・県等との連携・協力により、災害廃棄物の迅速・適正な処理体制の構築を図る。

（3）保健医療・福祉

迅速かつ適切な医療救護活動が行われるよう、町内医院等との連携維持を図るとともに、災害派遣医療チーム（DMAT）などの受け入れ体制を促進するなど、災害医療体制の整備に取り組みます。また、高齢者や障害者等避難行動要支援者の適切な避難につながるよう、名簿の更新・拡充や福祉避難所の確保を促進します。

《社会福祉施設の防災対策の推進》

高齢者、障害者、乳幼児等の要配慮者の安全を確保するため、社会福祉施設の設置者に対し、耐震診断・耐震改修の必要性の普及・啓発等を行い、施設の改修・整備や耐震化を促進する。

《災害医療に係る関係機関の連携強化》

災害発生時に、医療救護活動が円滑に実施できるよう、平時より県、災害拠点病院をはじめ医師会や消防機関等関係機関との医療連携体制の構築を推進する。

（要配慮者対策の促進）

- ・避難行動要支援者の適切な避難につながるよう、避難行動要支援者名簿の更新や名簿情報の共有、個別計画の作成などの取組を促進する。
- ・要配慮者利用施設等については、施設の所有者又は管理者と連携し、利用者を安全に避難させるための取組を進める。

《福祉避難所の確保》

避難所生活で特別な配慮が必要な高齢者や障害者等を受け入れる福祉避難所の確保を促進する。

《感染症対策の推進》

- ・被災地において、感染症が発生・まん延しないよう集団免疫獲得のため、平時から感染症予防に関する普及啓発に努める。
- ・災害発生時に新型コロナウイルス等の感染症が発生した際、迅速に対応できるよう、保健所等関係団体等と連携し対応マニュアルを整備するとともに、関係職員が円滑に対応できるよう研修等を実施する。また、避難所等での感染症対策に必要な物資・資機材について、計画的に整備する。

（４）産業・エネルギー

経済活動が機能不全に陥らないよう、企業のBCP策定の支援やエネルギーの安定供給の確保を推進します。

《企業BCP策定の支援》

経済活動の保持・早期回復を早めるため、商工会と連携して企業BCP策定に向けた普及啓発活動等を推進する。

《エネルギーの安定供給》

大規模災害による電力、ガス、通信等のライフラインの長期停止を回避するため、災害時協定

の締結等、平時から各ライフライン機関との連携体制を強化する。また、省資源、省エネルギー対策の普及促進や再生エネルギーの導入促進に努める。

(5) 情報・通信

迅速かつ的確な防災情報を住民へ提供するため、Lアラートの活用や避難所等における早期通信手段の確保等、災害時の情報伝達体制の強化に努めます。

《業務継続計画（ICT-BCP）の推進》

災害発生時においても、応急業務や優先度の高い通常業務を支えるシステムやネットワーク等の稼働が確保できるよう、点検・訓練等を実施し、ICT部門の業務継続計画（ICT-BCP）の策定を図る。

《多様な情報伝達手段の確保》

防災行政無線による伝達をはじめとして、全国瞬時警報システム（Jアラート）、災害情報共有システム（Lアラート）、田布施町メール、緊急速報メール、SNSなど伝達手段の多様化を図るとともに、今後も情報インフラの環境変化等に応じ、新たな手段を検討する。

《災害時の情報伝達の強化》

- ・民間通信事業者の回線が停止した場合にも、災害対応に必要な情報の迅速な収集・共有ができるよう、多様な伝達手段を用いた情報提供を行うとともに、関係機関とも連携しながら、正しい情報を的確に発信する。
- ・被災情報や避難情報など住民の生命・財産の確保に不可欠な情報を確実に提供するため、災害発生時に地域（離島・飛び地も含む）において重要な情報伝達手段となる環境構築を行う。

《通信事業者等の災害対応力強化》

通信事業者においては、災害時に備え、町と連携し、設置要請のあった避難所等における早期通信手段確保のための特設公衆電話の設置を進めるとともに、避難施設等における通信手段を早期に確保する。

(6) 交通・物流

大規模災害時における被災者の避難や支援物資の受入・輸送等を円滑に実施するため、耐震化など道路や港湾の防災対策を推進するとともに、民間事業者との協定を通じた輸送手段の確保や災害時にも機能する道路ネットワークの構築を図ります。

《道路の防災対策》

大規模災害時の輸送路を確保するため、輸送道路上の橋梁等の耐震補強、斜面の防災対策、市街地における幹線道路等の整備を進める。また、集落や集落を結ぶ重要な路線の交通難所において道路改良や交通安全工事等を進めると同時に、計画的な維持補修に努める。

《道路施設の老朽化対策》

大規模災害時にも道路の機能を発揮させるため、橋梁等については5年に1回の頻度で定期点

検を行い、健全度の把握を進めるとともに、道路施設の長寿命化計画等に基づく修繕・更新を推進する。

《道路ネットワークの整備》

災害時にも機能する信頼性の高い道路ネットワークを構築するため、幹線道路や生活道路の町道整備を推進するとともに、国道や県道の整備については、国・県に要請を行う。

《漁港施設の整備》

漁港生産基盤を整備（機能強化等含む）するとともに、長寿命化対策や保全工事を推進する。

《救援物資の輸送等》

災害による陸上輸送路の途絶や離島航路の不通等の発生に備え、漁業取締船等を救援物資の輸送手段として確保する体制を整備する。

（7）農林水産

農地・農業用施設の被害の防止を図るため、危険ため池の改修や、地すべり防止対策等の農地防災を推進するとともに、農地の保全活動を実施し、水源の涵養など農地の多面的機能の維持を図ります。

《農地防災の推進》

決壊した場合に周辺地域に被害を及ぼすおそれのあるため池を防災重点ため池に指定し、廃止や改修等に計画的に取り組むとともに、ハザードマップの作成等、必要な防災工事を実施するなど、ソフトとハードの両面から決壊等による災害を防止・軽減する。

《農業生産基盤の整備》

農業生産活動を維持し、低コスト化と生産性の向上を図るため、農地の大区画化・汎用化等の農業生産基盤の整備を推進するとともに、集落関連維持による新たな人材の確保や地域が一体となった農地や農業用施設の保全活動を推進する。

《農業生産体制の強化》

農業の生産体制を強化するため、法人経営の複合化・多角化による経営体質の強化や新規就業者の確保・定着などに取り組み、集落営農法人等を核とした生産構造改革を推進するとともに、災害時には町、農業団体等と連携し、応急処置や復旧に向けた現地指導を実施する。

（8）国土保全・土地利用

災害に強く迅速な復旧復興が可能な国土づくりを進めるため、海岸保全施設の整備や河川改修、治山事業などハード対策を推進するとともに、各種ハザードマップの見直しなどソフト対策を推進します。

《海岸保全施設の整備》

津波・高潮等による被害の防止に向けて、護岸や堤防等の整備を計画的かつ早期に進めるとと

もに、長寿命化を図るため老朽化対策を推進する必要がある。

《高潮ハザードマップの整備》

平成27(2015)年7月に施行された改正水防法により、県において高潮浸水規定の見直しが行われ、現在、公表している高潮ハザードマップでは、このマニュアルに対応していないため、マニュアルに対応した高潮ハザードマップを整備する。

《河川浚渫、護岸補修》

近年では、平成30年7月豪雨をはじめとして、甚大な浸水被害が発生していることから、河川浚渫、護岸補修を推進する。

《洪水ハザードマップの整備》

河川整備の計画規模を上回る洪水が発生した場合でも、人命を守り、社会経済の壊滅的な被害をできる限り軽減するため、最悪な事態を想定し、想定最大規模の洪水に対応した浸水想定区域の公表や洪水ハザードマップにより洪水避難対策を住民へ周知する。

《土砂災害防止施設の整備等》

近年災害が発生した箇所や要配慮者利用施設・避難所が立地する箇所など、危険性や緊急性の高い箇所から重点的・計画的に土砂災害防止施設を整備するとともに、所定の機能・性能を維持・確保するため、修繕・改築等を推進する。

《応急仮設住宅の迅速な供与》

十分な応急仮設住宅の建設用地を確保するため、引き続き応急仮設住宅建設候補地の新規選定を行う。

(9) リスクコミュニケーション

「自助」「共助」に基づく地域防災力の充実強化を図るため、防災意識の醸成、地域ぐるみの防災活動の促進、防災の担い手づくりに取り組みます。

《防災意識の醸成》

各種ハザードマップや災害教訓事例集等の活用、研修の開催等を通じて防災知識の普及・啓発を図るとともに、住民や民間事業者等が参加する防災訓練を通じて平時から防災意識の醸成を図る。

《地域ぐるみの防災活動の促進》

防災士の養成や自主防災アドバイザーの派遣等を通じて、地域防災の要である自主防災組織の活動の活性化を図るとともに、自主防災組織等による地域ぐるみの防災活動を促進する。

《防災の担い手づくり》

地域ぐるみによる防災活動の促進、防災意識の醸成に係る取組み等を通じて、自主防災組織の

育成や消防団員の確保など防災の担い手づくりの取り組みを進める。

(10) 老朽化対策

公共土木施設等の老朽化に計画的に対応するため、個別施設計画の策定を進め、維持管理費の縮減や更新費用の平準化を図るとともに、適切な維持管理・更新を推進します。

《公共施設等の適切な維持管理》

「田布施町公共施設等総合管理計画」に基づき、個別施設計画を策定し、適切な維持管理、修繕、更新等を行う。

《公共土木施設等の老朽化対策の推進》

高度経済成長期以降に集中的に整備された公共土木施設等が、今後一斉に老朽化することを踏まえ、中長期的なコストの削減を図りつつ、維持管理・更新を確実に実施する。

(11) 官民連携

迅速かつ効果的な応急対策を実施するため、民間事業者等との協定の締結や、官民連携した支援体制の整備に取り組みます。

《応援協定の締結・拡充》

迅速かつ効果的な応急対策が実施できるよう、協定の締結・拡充など、民間事業者等との連携・支援体制の整備に努めるとともに、協定に基づく効果的な運用を図る。

《被災地支援活動に対する支援体制整備》

社会福祉協議会と連携し、災害ボランティアセンターの運営に関する研修等を通じ、地域住民の災害ボランティアセンター運営への協力体制を強化する。

第5章 計画の着実な推進

1 計画の推進体制

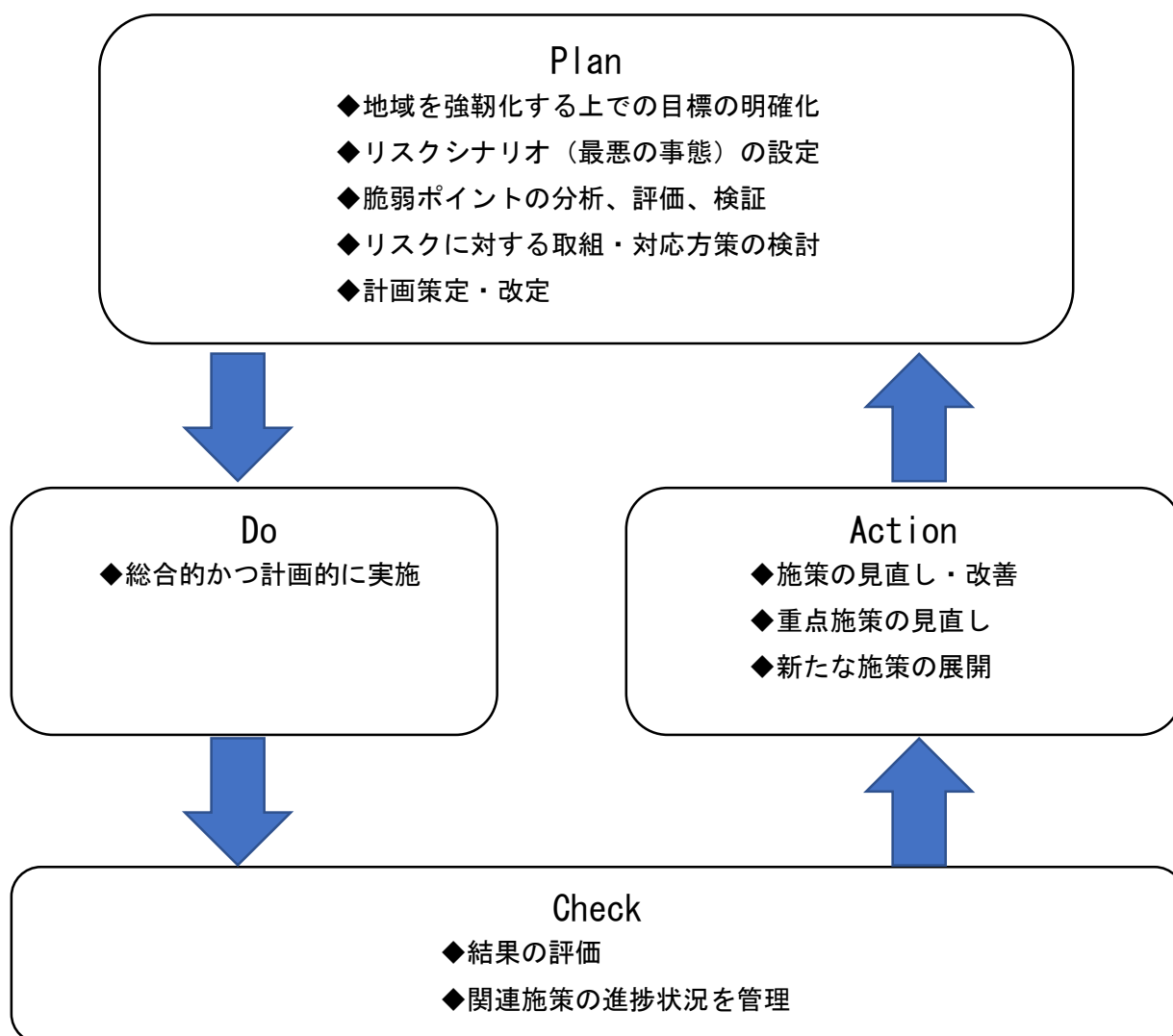
本町の地域強靱化は、いかなる大規模自然災害等が発生しても、人命の保護が最大限図られ、様々な重要機能が機能不全に陥らず、迅速な復旧・復興を可能にするための事前対策であり、その取り組みは広範な各課の所掌にまがります。

したがって、本計画の推進にあたっては、全庁的な体制のもと、国、県、関係機関並びに民間事業者等と連携・協力し、一体となって取組を推進していきます。

2 計画の進行管理

本町の地域強靱化に向けては、国の計画である「国土強靱化基本計画」、県の計画である「山口県強靱化地域計画」と絶えず整合性を保つとともに、本計画に掲げる関連施策を総合的かつ計画的に実施することが必要です。

そのためには、施策の進捗状況等を定期的に把握、検証し、必要に応じて見直しを行う等、PDCAサイクルを繰り返して取組を推進していくとともに、新たな施策展開を図っていきます。



「起きてはならない最悪の事態」ごとの脆弱性評価結果

1 大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる

1-1 建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や火災による死傷者の発生

(学校施設の長寿命化)

- 学校施設は、児童生徒が日中の大半を過ごす場であり、災害時の避難場所となることも多いことから、非構造部材の耐震化を図るとともに、施設の長寿命化に取り組む必要がある。

(住宅・建築物等の耐震化)

- 住宅の安全性の向上を図るため、住宅・建築物安全ストック形成事業を実施し、耐震化の普及啓発や耐震診断・耐震改修への支援を行い、耐震化を促進する必要がある。

(公営住宅の長寿命化)

- 公営住宅の需給見通しを踏まえ、公営住宅等整備事業、公営住宅等ストック総合改善事業を推進する必要がある。

(社会福祉施設の防災対策の推進)

- 高齢者、障害者、乳幼児等の要配慮者の安全を確保するため、社会福祉施設の設置者に対し、耐震診断・耐震改修の必要性の普及・啓発等を行い、施設の改修・整備や耐震化を促進する必要がある。

(橋梁の耐震補強)

- 古い基準で建設された橋梁は大規模地震により落橋・倒壊のおそれがあることから、引き続き、耐震補強を推進する必要がある。

(道路の防災対策)

- 道路斜面は豪雨等により崩壊するなど被害を受けやすいため、防災対策を推進する必要がある。また、集落や集落を結ぶ重要な路線の交通難所において道路改良や交通安全工事等を進めると同時に、計画的な維持補修に努める必要がある。

(道路施設の老朽化対策)

- 道路施設の老朽化により、災害時に安全な通行に支障が生じ、必要な道路の機能を発揮できないおそれがあることから、道路施設の長寿命化計画等の策定を進め、定期点検を実施するとともに、計画的な修繕・更新を推進する必要がある。

(防災・減災のまちづくりの推進)

- 様々な災害リスクが高まる中、災害に強い都市の形成を図るためハード・ソフトを組み合わせた総合的な防災・減災対策について都市計画マスタープランに盛り込むことにより、都市防災を推進する必要がある。

(大規模盛土造成地マップの整備)

- 大規模盛土造成地に対する町民の防災意識醸成と、所有者に宅地の安全性向上を促すためには、大規模盛土造成マップの効率的な周知方法について県と連携して検討するとともに、第二次スクリーニングを行う必要がある。

(消防の装備等整備・高度化)

- 迅速・的確な救出救助活動を図るため、消防の消防機庫、車両、各種装備資機材等の整備の充実や高度化を推進し、災害対応能力の強化を図る必要がある。

(住宅の防火対策の推進)

- 火災発生時の逃げ遅れによる被害を防止するために、住宅用火災警報器の設置を促進するとともに、適切な維持管理や交換に関する啓発を推進する。また、大規模地震発生後の漏電等による電気火災の発生を防止するための感震ブレーカー等の設置について、普及啓発を行う。

(消防水利の整備)

- 消防力の充実強化に必要な水利施設の整備及び維持管理を適正に行うとともに、地震により消火栓等が損傷し消防水利が使用できない場合に備え、耐震性防火水槽の効果的配置を推進する。

(空き家対策の推進)

- 空き家はさらに増加することが予想され、適切に管理されていない空き家の放置により発生している防災上の問題等を解決するため、空き家の利活用・適正管理を促進する必要がある。

(文化財防災対策の推進)

- 指定文化財を適切に保管できるよう、管理状況等を把握し、必要な助言を行う必要がある。
- 文化財建造物を災害から守り、利用者の安全を確保するとともに、文化財の特性に応じた防災・減災対策を促進する必要がある。
- 文化財建造物を災害から守り、利用者の安全を確保するため、文化財の特性に応じた防災対策を促進する必要がある。

(多様な情報伝達手段の確保)

- 防災行政無線による伝達をはじめとして、全国瞬時警報システム（Jアラート）、災害情報共有システム（Lアラート）、田布施町メール、緊急速報メール、SNS など伝達手段の多様化を図るとともに、今後も情報インフラの環境変化等に応じ、新たな手段を検討する必要がある。
- 被災情報や避難情報など住民の生命・財産の確保に不可欠な情報を確実に提供するため、災害発生時に地域（離島・飛び地も含む）において重要な情報伝達手段となる環境構築を行う必要がある。

(公共施設等の適切な維持管理)

- 公共施設等が老朽化していくことを踏まえ、住民生活や経済活動の基盤となる公共施設等を維持し、必要な行政サービスを将来にわたり提供していく必要がある。

1-2 大規模津波等による多数の死者の発生

(海岸保全施設の整備)

- 津波・高潮等による被害の防止に向けて、護岸や堤防等の整備を計画的かつ早期に進める必要がある。また、現状の海岸堤防等の施設の点検を行い、長寿命化を図るため老朽化対策を推進する必要がある。

(高潮ハザードマップの整備)

- 平成27(2015)年7月に施行された改正水防法により、県において高潮浸水規定の見直しが行われ、現在、公表している高潮ハザードマップでは、このマニュアルに対応していないため、マニュアルに対応した高潮ハザードマップを整備する必要がある。

(橋梁の耐震補強)

- 古い基準で建設された橋梁は大規模地震により落橋・倒壊のおそれがあることから、引き続き、耐震補強を推進する必要がある。

(道路の防災対策)

- 道路斜面は豪雨等により崩壊するなど被害を受けやすいため、防災対策を推進する必要がある。また、集落や集落を結ぶ重要な路線の交通難所において道路改良や交通安全工事等を進めると同時に、計画的な維持補修に努める必要がある。

(道路施設の老朽化対策)

- 道路施設の老朽化により、災害時に安全な通行に支障が生じ、必要な道路の機能を発揮できないおそれがあることから、道路施設の長寿命化計画等の策定を進め、定期点検を実施するとともに、計画的な修繕・更新を推進する必要がある。

(住宅・建築物等の耐震化)

- 住宅・建築物の倒壊は、地震発生後の避難を妨げ、火災の発生にもつながるため、住宅・建築物安全ストック形成事業を実施し、耐震化の普及啓発や耐震診断・耐震改修への支援を行い、耐震化を促進する必要がある。

(公営住宅の長寿命化)

- 公営住宅の需給見通しを踏まえ、公営住宅等整備事業、公営住宅等ストック総合改善事業を推進する必要がある。

(防災・減災のまちづくりの推進)

○様々な災害リスクが高まる中、災害に強い都市の形成を図るためハード・ソフトを組み合わせた総合的な防災・減災対策について都市計画マスタープランに盛り込むことにより、都市防災を推進する必要がある。

(消防の装備等整備・高度化)

○迅速・的確な救出救助活動を図るため、消防の消防機庫、車両、各種装備資機材等の整備の充実や高度化を推進し、災害対応能力の強化を図る必要がある。

(要配慮者対策の促進)

○避難行動要支援者の適切な避難につながるよう、避難行動要支援者名簿の更新や名簿情報の共有、個別計画の作成などの取組を促進する必要がある。

○要配慮者利用施設等については、施設の所有者又は管理者と連携し、利用者を安全に避難させるための取組を進める必要がある。

(災害時の情報伝達の強化)

○民間通信事業者の回線が停止した場合にも、災害対応に必要な情報の迅速な収集・共有ができるよう、防災行政無線について、その耐災害性の向上、情報・通信システムの冗長性の確保、災害リスク情報の伝達手段の強化等を図る必要がある。

(多様な情報伝達手段の確保)

○防災行政無線による伝達をはじめとして、全国瞬時警報システム（Jアラート）、災害情報共有システム（Lアラート）、田布施町メール、緊急速報メール、SNS など伝達手段の多様化を図るとともに、今後も情報インフラの環境変化等に応じ、新たな手段を検討する必要がある。

1-3 高潮など異常気象等による長期的な浸水

(海岸保全施設の整備)

○津波・高潮等による被害の防止に向けて、護岸や堤防等の整備を計画的かつ早期に進める必要がある。また、現状の海岸堤防等の施設の点検を行い、長寿命化を図るため老朽化対策を推進する必要がある。

(高潮ハザードマップの整備)

○平成27(2015)年7月に施行された改正水防法により、県において高潮浸水規定の見直しが行われ、現在、公表している高潮ハザードマップでは、このマニュアルに対応していないため、マニュアルに対応した高潮ハザードマップを整備する必要がある。

(内水対策の促進)

○ハード・ソフト両面から浸水被害の軽減・最小化を図るため、下水道（雨水）の整備、内水ハザードマップの作成・公表や、防災訓練等を通じた住民のハザードマップ活用を促進する必要がある。

(河川浚渫、護岸補修)

- 近年では、平成30年7月豪雨をはじめとして、甚大な浸水被害が発生していることから、河川浚渫、護岸補修を推進する必要がある。

(洪水ハザードマップの整備)

- 河川整備の計画規模を上回る洪水が発生した場合でも、人命を守り、社会経済の壊滅的な被害をできる限り軽減するため、最悪な事態を想定し、想定最大規模の洪水に対応した浸水想定区域の公表や洪水ハザードマップにより洪水避難対策を住民へ周知する必要がある。

(防災・減災のまちづくりの推進)

- 様々な災害リスクが高まる中、災害に強い都市の形成を図るためハード・ソフトを組み合わせた総合的な防災・減災対策について都市計画マスタープランに盛り込むことにより、都市防災を推進する必要がある。

(消防の装備等整備・高度化)

- 迅速・的確な救出救助活動を図るため、消防の消防機庫、車両、各種装備資機材等の整備の充実や高度化を推進し、災害対応能力の強化を図る必要がある。

1-4 大規模な土砂災害等による多数の死傷者の発生

(農地防災の推進)

- 決壊した場合に周辺地域に被害を及ぼすおそれのあるため池を防災重点ため池に指定し、廃止や改修等に計画的に取り組むとともに、ハザードマップの作成等、必要な防災工事を実施するなど、ソフトとハードの両面から決壊等による災害を防止・軽減する必要がある。

(治山事業の推進)

- 近年の局地的な集中豪雨の多発により、山腹崩壊や土砂流出被害が増加していることから、これらによる家屋や道路等への被害を防止するための治山整備を推進する必要がある。

(土砂災害防止施設の整備)

- 近年災害が発生した箇所や要配慮者利用施設・避難所が立地する箇所など、危険性や緊急性の高い箇所から重点的・計画的に土砂災害防止施設を整備するとともに、所定の機能・性能を維持・確保するため、修繕・改築等を推進する必要がある。

(防災・減災のまちづくりの推進)

- 様々な災害リスクが高まる中、災害に強い都市の形成を図るためハード・ソフトを組み合わせた総合的な防災・減災対策について都市計画マスタープランに盛り込むことにより、都市防災を推進する必要がある。

(消防の装備等整備・高度化)

- 迅速・的確な救出救助活動を図るため、消防の消防機庫、車両、各種装備資機材等の整備の充実や高度化を推進し、災害対応能力の強化を図る必要がある。

(多様な情報伝達手段の確保)

- 防災行政無線による伝達をはじめとして、全国瞬時警報システム（Jアラート）、災害情報共有システム（Lアラート）、田布施町メール、緊急速報メール、SNS など伝達手段の多様化を図るとともに、今後も情報インフラの環境変化等に応じ、新たな手段を検討する必要がある。

1-5 情報伝達の不備や防災に関する知識の不知等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生

(多様な情報伝達手段の確保)

- 防災行政無線による伝達をはじめとして、全国瞬時警報システム（Jアラート）、災害情報共有システム（Lアラート）、田布施町メール、緊急速報メール、SNS など伝達手段の多様化を図るとともに、今後も情報インフラの環境変化等に応じ、新たな手段を検討する必要がある。
- 被災情報や避難情報など住民の生命・財産の確保に不可欠な情報を確実に提供するため、災害発生時に地域（離島・飛び地も含む）において重要な情報伝達手段となる環境構築を行う必要がある。

(災害時の情報伝達の強化)

- 民間通信事業者の回線が停止した場合にも、災害対応に必要な情報の迅速な収集・共有ができるよう、防災行政無線について、その耐災害性の向上、情報・通信システムの冗長性の確保、災害リスク情報の伝達手段の強化等を図る必要がある。

(要配慮者対策の促進)

- 避難行動要支援者の適切な避難につながるよう、避難行動要支援者名簿の更新や名簿情報の共有、個別計画の作成などの取組を促進する必要がある。
- 要配慮者利用施設等については、施設の所有者又は管理者と連携し、利用者を安全に避難させるための取組を進めることが必要である。

(避難体制の整備)

- 防災に関する情報を、確実な避難行動に繋げていくため、地域の災害リスクをあらかじめ把握し、地域で呼びかけあって避難する具体的な体制づくりを進めていく必要がある。
- 大規模災害に備え、行政主体の避難所運営ではなく、女性や高齢者など多様な避難者の視点やニーズの違い等に配慮した良好な生活環境を確保するとともに、地域住民による自主的な避難所運営ができる体制を整える必要がある。
- 避難所における飲料水や食糧及び毛布やトイレ、発電機等資機材の防災備蓄の充実を図る必要がある。
- 指定避難所、避難場所の指定・拡充を図るとともに、公共施設等の長寿命化計画の策定・更新

を行うとともに、予備的な公共施設、協定による民間施設の活用、近隣市町との相互受け入れ等による避難先の確保に取り組む必要がある。

(地域の治安維持)

- 災害発生時において、警察機能が低下した際には、無人となった住宅・店舗を狙った窃盗事件等が発生するおそれがあるため、防犯灯・防犯カメラの整備を推進するとともに、防犯パトロール活動の推進、田布施町メールの配信など、関係機関の連携のもと、治安維持に努める必要がある。

2 大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる（それがなされない場合の必要な対応を含む）

2-1 被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止

(応援協定の締結・拡充)

- 災害時に生活必需品等の物資並びに緊急輸送手段を確保できるよう民間事業者と協定を締結し、流通備蓄による対策を進めており、平時から実効性のある運用に向けた取組を推進する必要がある。

(水道施設の耐震化・老朽化対策)

- 被災に伴う長期断水を防ぎ被害を最小限に抑えるため、水道施設（飲料水供給施設を含む）の老朽化対策・耐震化を着実に推進する必要がある。

(応急給水体制の整備)

- 日本水道協会等における応急給水体制、活動内容等の情報伝達方法、緊急時用の連絡網を再整備することにより、正確かつ迅速な情報共有を図り応急給水体制を向上させる必要がある。

(避難体制の整備)

- 防災に関する情報を、確実な避難行動に繋げていくため、地域の災害リスクをあらかじめ把握し、地域で呼びかけあって避難する具体的な体制づくりを進めていく必要がある。
- 大規模災害に備え、行政主体の避難所運営ではなく、女性や高齢者など多様な避難者の視点やニーズの違い等に配慮した良好な生活環境を確保するとともに、地域住民による自主的な避難所運営ができる体制を整える必要がある。
- 避難所における飲料水や食糧及び毛布やトイレ、発電機等資機材の防災備蓄の充実を図る必要がある。
- 指定避難所、避難場所の指定・拡充を図るとともに、公共施設等の長寿命化計画の策定・更新を行うとともに、予備的な公共施設、協定による民間施設の活用、近隣市町との相互受け入れ等による避難先の確保に取り組む必要がある。

(橋梁の耐震補強)

○古い基準で建設された橋梁は大規模地震により落橋・倒壊のおそれがあることから、引き続き、耐震補強を推進する必要がある。

(道路の防災対策)

○道路斜面は豪雨等により崩壊するなど被害を受けやすいため、防災対策を推進する必要がある。また、集落や集落を結ぶ重要な路線の交通難所において道路改良や交通安全工事等を進めると同時に、計画的な維持補修に努める必要がある。

(道路施設の老朽化対策)

○道路施設の老朽化により、災害時に安全な通行に支障が生じ、必要な道路の機能を発揮できないおそれがあることから、道路施設の長寿命化計画等の策定を進め、定期点検を実施するとともに、計画的な修繕・更新を推進する必要がある。

(道路ネットワークの整備)

○災害時にも機能する信頼性の高い道路ネットワークを構築するため、幹線道路や生活道路の町道整備を推進するとともに、国道や県道の整備については、国・県に要請を行う必要がある。

(漁港施設の整備)

○漁港生産基盤を整備（機能強化等含む）するとともに、長寿命化対策や保全工事を推進する必要がある。

(備蓄物資の供給体制等の強化)

○備蓄物資や流通備蓄物資の搬出・搬入について、適正かつ迅速な物資の確保を行うため、関係機関との連携や調整などを強化する必要がある。

(医療用資機材・医薬品の備蓄)

○大規模災害発生初動期には、医療救護用の医薬品等の流通確保が難しくなるおそれがあるため、大規模災害発生時の初動期（2日間）の医療救護用として備蓄し、適正な補完管理を行う必要がある。

2-2 多数かつ長期にわたる孤立集落等の同時発生

(中山間地域の避難対策)

○衛星携帯電話など外部との通信手段を確保するとともに、空からの救助・救出や物資の輸送等に対応できるよう、ヘリポートの確保や整備を進める必要がある。

(橋梁の耐震補強)

○古い基準で建設された橋梁は大規模地震により落橋・倒壊のおそれがあることから、引き続き、耐震補強を推進する必要がある。

(道路の防災対策)

- 道路斜面は豪雨等により崩壊するなど被害を受けやすいため、防災対策を推進する必要がある。また、集落や集落を結ぶ重要な路線の交通難所において道路改良や交通安全工事等を進めると同時に、計画的な維持補修に努める必要がある。

(道路施設の老朽化対策)

- 道路施設の老朽化により、災害時に安全な通行に支障が生じ、必要な道路の機能を発揮できないおそれがあることから、道路施設の長寿命化計画等の策定を進め、定期点検を実施するとともに、計画的な修繕・更新を推進する必要がある。

(道路ネットワークの整備)

- 災害時にも機能する信頼性の高い道路ネットワークを構築するため、幹線道路や生活道路の町道整備を推進するとともに、国道や県道の整備については、国・県に要請を行う必要がある。

(漁港施設の整備)

- 漁港生産基盤を整備（機能強化等含む）するとともに、長寿命化対策や保全工事を推進する必要がある。

(治山事業の推進)

- 近年の局地的な集中豪雨の多発により、山腹崩壊や土砂流出被害が増加していることから、これらによる家屋や道路等への被害を防止するための治山整備を推進する必要がある。

(建設産業の担い手確保・育成)

- 町内建設産業は、災害時の応急・復旧対策を担う中核的存在として重要な役割を果たしているが、業者数及び就業者数ともに長年にわたって減少傾向が続いており、このままでは、いずれその役割を果たせなくなることが懸念されている。将来にわたって、建設産業がその役割を果たし続けるには、マンパワーの絶え間ない確保が何より重要であり、担い手の確保・育成に継続的に取り組んでいく必要がある。

2-3 消防等の被災による救助・救急活動等の絶対的不足

(警察施設、消防施設の耐震化、情報通信機能の耐災害性の強化)

- 地域における活動拠点となる警察施設や消防施設の耐震化や建て替え工事を強化する必要がある。また、情報通信機能の耐災害性の強化、高度化を着実に推進する必要がある。

(災害対応業務の標準化・共有化)

- 災害対応において関係機関ごとに体制や資機材、運営要領が異なることから、災害対応業務の標準化、情報の共有化に関する検討を行い、必要な事項について標準化を推進するとともに明確な目標の下に合同訓練等を実施し、災害対応業務の実効性を高めていく必要がある。

(災害時の情報伝達の強化)

- 民間通信事業者の回線が停止した場合にも、災害対応に必要な情報の迅速な収集・共有ができるよう、防災行政無線について、その耐災害性の向上、情報・通信システムの冗長性の確保、災害リスク情報の伝達手段の強化等を図る必要がある。
- 被災情報や避難情報など住民の生命・財産の確保に不可欠な情報を確実に提供するため、災害発生時に地域（離島・飛び地も含む）において重要な情報伝達手段となる環境構築を行う必要がある。

(消防団員等の確保)

- 過疎化・高齢化や産業構造の変化により減少傾向にある消防団員を確保するため、団員の処遇や装備の改善を推進するとともに、団員確保に向けた広報活動や消防団協力事業所等を通じて消防団員の確保に取り組む必要がある。

(建設産業の担い手確保・育成)

- 町内建設産業は、災害時の応急・復旧対策を担う中核的存在として重要な役割を果たしているが、業者数及び就業者数ともに長年にわたって減少傾向が続いており、このままでは、いずれその役割を果たせなくなることが懸念されている。将来にわたって、建設産業がその役割を果たし続けるには、マンパワーの絶え間ない確保が何より重要であり、担い手の確保・育成に継続的に取り組んでいく必要がある。

2-4 救助・救急、医療活動のためのエネルギー供給の長期途絶

(応援協定の締結・拡充)

- 広域応援体制整備を進めてきており、今後は、円滑な運用に向け、訓練等を通じて実効性を高めていく必要がある。

(橋梁の耐震補強)

- 古い基準で建設された橋梁は大規模地震により落橋・倒壊の恐れがあることから、引き続き、耐震補強を推進する必要がある。

(道路の防災対策)

- 道路斜面は豪雨等により崩壊するなど被害を受けやすいため、防災対策を推進する必要がある。また、集落や集落を結ぶ重要な路線の交通難所において道路改良や交通安全工事等を進めると同時に、計画的な維持補修に努める必要がある。

(道路施設の老朽化対策)

- 道路施設の老朽化により、災害時に安全な通行に支障が生じ、必要な道路の機能を発揮できないおそれがあることから、道路施設の長寿命化計画等の策定を進め、定期点検を実施するとともに、計画的な修繕・更新を推進する必要がある。

2-5 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶による医療機能の麻痺

(災害医療に係る関係機関の連携強化)

- 災害発生時に、医療救護活動が円滑に実施できるよう、平時より県、災害拠点病院をはじめ医師会や消防機関等関係機関との医療連携体制の構築を推進する必要がある。

(災害医療に必要な電力等の確保)

- 災害時において、迅速な医療が提供できるよう非常用電源の十分な確保を図る必要がある。

(災害医療に携わる人材養成及び体制整備)

- 災害発生時に医療救護活動を円滑に実施するため、様々な医療チームの派遣や患者の受入医療機関の確保の調整等を行い、職種を横断した人材養成や体制整備に取り組む必要がある。

(橋梁の耐震補強)

- 古い基準で建設された橋梁は大規模地震により落橋・倒壊のおそれがあることから、引き続き、耐震補強を推進する必要がある。

(道路の防災対策)

- 道路斜面は豪雨等により崩壊するなど被害を受けやすいため、防災対策を推進する必要がある。また、集落や集落を結ぶ重要な路線の交通難所において道路改良や交通安全工事等を進めると同時に、計画的な維持補修に努める必要がある。

(道路施設の老朽化対策)

- 道路施設の老朽化により、災害時に安全な通行に支障が生じ、必要な道路の機能を発揮できないおそれがあることから、道路施設の長寿命化計画等の策定を進め、定期点検を実施するとともに、計画的な修繕・更新を推進する必要がある。

(道路ネットワークの整備)

- 災害時にも機能する信頼性の高い道路ネットワークを構築するため、幹線道路や生活道路の町道整備を推進するとともに、国道や県道の整備については、国・県に要請を行う必要がある。

(防災・減災のまちづくりの推進)

- 様々な災害リスクが高まる中、災害に強い都市の形成を図るためハード・ソフトを組み合わせた総合的な防災・減災対策について都市計画マスタープランに盛り込むことにより、都市防災を推進する必要がある。

(大規模盛土造成地マップの整備)

- 大規模盛土造成地に対する町民の防災意識醸成と、所有者に宅地の安全性向上を促すためには、大規模盛土造成マップの効率的な周知方法について県と連携して検討するとともに、第二次スクリーニングを行う必要がある。

する必要がある。

(空き家対策の推進)

○空き家はさらに増加することが予想され、適切に管理されていない空き家の放置により発生している防災上の問題等を解決するため、空き家の利活用・適正管理を促進する必要がある。

2-6 被災地における疫病・感染症等の大規模発生

(感染症対策の推進)

- 被災地において、感染症が発生・まん延しないよう集団免疫獲得のため、平時から定期的予防接種の対象者が確実に予防接種を受ける必要がある。
- 災害発生時に新型コロナウイルス等の感染症が発生した際、迅速に対応できるよう、保健所等関係団体等と連携し対応マニュアルを整備するとともに、関係職員が円滑に対応できるよう研修等を実施する必要がある。また、避難所等での感染症対策に必要な物資・資機材について、計画的に整備する必要がある。

(下水道機能の確保)

- 災害時にも機能を確保する下水道 BCP に基づく訓練の実施や BCP の情報更新を行うとともに、計画的な下水道施設の整備・改築・更新を促進するために、下水道ストックマネジメント計画の策定・見直しをする必要がある。

(合併処理浄化槽への転換促進)

- 浄化槽整備区域にある汲み取り便槽や単独処理浄化槽を、合併処理浄化槽への転換を促進する必要がある。

2-7 劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生

(避難体制の整備)

- 大規模災害に備え、行政主体の避難所運営ではなく、女性や高齢者など多様な避難者の視点やニーズの違い等に配慮した良好な生活環境を確保するとともに、地域住民による自主的な避難所運営ができる体制を整える必要がある。
- 避難所における飲料水や食糧及び毛布やトイレ、発電機等資機材の防災備蓄の充実を図る必要がある。
- 指定避難所、避難場所の指定・拡充を図るとともに、公共施設等の長寿命化計画の策定・更新を行うとともに、予備的な公共施設、協定による民間施設の活用、近隣市町との相互受け入れ等による避難先の確保に取り組む必要がある。

(福祉避難所の確保)

- 避難所生活で特別な配慮が必要な高齢者や障害者等を受け入れる福祉避難所の確保を促進する必要がある。

3 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する

3-1 町職員・施設等の被災による機能の大幅な低下

(防災拠点となる公共施設等の強化)

- 本庁舎をはじめとする公共施設は、災害対応の拠点となる重要な施設であり、長寿命化工事の実施や建替等の取り組みを推進するとともに、電力供給遮断などの非常時に、防災拠点施設における行政機能の維持に必要な電力を確保する必要がある。

(警察施設、消防施設の耐震化、情報通信機能の耐災害性の強化)

- 地域における活動拠点となる警察施設や消防施設の耐震化や建て替え工事を強化する必要がある。また、情報通信機能の耐災害性の強化、高度化を着実に推進する必要がある。

(電力供給遮断時の電力確保)

- 電力供給遮断等の非常時に、避難住民の受入れを行う避難所や防災拠点において、おのおの避難住民の生活等に必要不可欠な電力や災害応急対策の指揮、情報伝達等のための電力を確保する必要がある。

(業務継続計画 (BCP) の実効性に向けた取組)

- 業務継続体制を確立するため、町の業務継続計画 (BCP) について、定期的に見直しを行うとともに、職員への周知徹底を図る必要がある。

(住宅・建築物等の耐震化)

- 住宅・建築物の倒壊は、地震発生後の避難を妨げ、火災の発生にもつながるため、住宅・建築物安全ストック形成事業を実施し、耐震化の普及啓発や耐震診断・耐震改修への支援を行い、耐震化を促進する必要がある。

(公営住宅の長寿命化)

- 公営住宅の需給見通しを踏まえ、公営住宅等整備事業、公営住宅等ストック総合改善事業を推進する必要がある。

(業務継続計画 (ICT-BCP) の推進)

- 災害発生時においても、応急業務や優先度の高い通常業務を支えるシステムやネットワーク等の稼働が確保できるよう、点検・訓練等を実施し、ICT 部門の業務継続計画 (ICT-BCP) の策定を図る必要がある。

(橋梁の耐震補強)

- 古い基準で建設された橋梁は大規模地震により落橋・倒壊のおそれがあることから、引き続き、耐震補強を推進する必要がある。

(道路の防災対策)

- 道路斜面は豪雨等により崩壊するなど被害を受けやすいため、防災対策を推進する必要がある。また、集落や集落を結ぶ重要な路線の交通難所において道路改良や交通安全工事等を進めると同時に、計画的な維持補修に努める必要がある。

(道路施設の老朽化対策)

- 道路施設の老朽化により、災害時に安全な通行に支障が生じ、必要な道路の機能を発揮できないおそれがあることから、道路施設の長寿命化計画等の策定を進め、定期点検を実施するとともに、計画的な修繕・更新を推進する必要がある。

(道路ネットワークの整備)

- 災害時にも機能する信頼性の高い道路ネットワークを構築するため、幹線道路や生活道路の町道整備を推進するとともに、国道や県道の整備については、国・県に要請を行う必要がある。

(海岸保全施設の整備)

- 津波・高潮等による被害の防止に向けて、護岸や堤防等の整備を計画的かつ早期に進める必要がある。また、現状の海岸堤防等の施設の点検を行い、長寿命化を図るため老朽化対策を推進する必要がある。

(河川浚渫、護岸補修)

- 近年では、平成30年7月豪雨をはじめとして、甚大な浸水被害が発生していることから、河川浚渫、護岸補修を推進する必要がある。

(災害時の情報伝達の強化)

- 民間通信事業者の回線が停止した場合にも、災害対応に必要な情報の迅速な収集・共有ができるよう、防災行政無線について、その耐災害性の向上、情報・通信システムの冗長性の確保、災害リスク情報の伝達手段の強化等を図る必要がある。
- 被災情報や避難情報など住民の生命・財産の確保に不可欠な情報を確実に提供するため、災害発生時に地域（離島・飛び地も含む）において重要な情報伝達手段となる環境構築を行う必要がある。

4 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な情報通信機能を確保する

4-1 電力供給停止等による情報通信の麻痺・長期停止

(災害時の情報伝達の強化)

- 民間通信事業者の回線が停止した場合にも、災害対応に必要な情報の迅速な収集・共有ができ

るよう、防災行政無線について、その耐災害性の向上、情報・通信システムの冗長性の確保、災害リスク情報の伝達手段の強化等を図る必要がある。

- 被災情報や避難情報など住民の生命・財産の確保に不可欠な情報を確実に提供するため、災害発生時に地域（離島・飛び地も含む）において重要な情報伝達手段となる環境構築を行う必要がある。

（業務継続計画（ICT-BCP）の推進）

- 災害発生時においても、応急業務や優先度の高い通常業務を支えるシステムやネットワーク等の稼働が確保できるよう、点検・訓練等を実施し、ICT部門の業務継続計画（ICT-BCP）の策定を図る必要がある。

（通信事業者等の災害対応力強化）

- 情報通信インフラについては、中継伝送路の冗長化・多ルート化等を推進しているが、災害時に備え、避難施設等における通信手段を早期に確保する必要があるため、平時から通信事業者と情報共有や意見交換を行うなど連携体制を強化する必要がある。

4-2 情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態

（住民への災害情報提供）

- 住民への災害情報提供にあたり、自治体や自主防災組織などが連携して、災害時に支障をきたさないよう、それらの対策を推進する必要がある。

（多様な情報伝達手段の確保）

- 防災行政無線による伝達をはじめとして、全国瞬時警報システム（Jアラート）、災害情報共有システム（Lアラート）、田布施町メール、緊急速報メール、SNSなど伝達手段の多様化を図るとともに、今後も情報インフラの環境変化等に応じ、新たな手段を検討する必要がある。

（通信事業者等の災害対応力強化）

- 情報通信インフラについては、中継伝送路の冗長化・多ルート化等を推進しているが、災害時に備え、避難施設等における通信手段を早期に確保する必要があるため、平時から通信事業者と情報共有や意見交換を行うなど連携体制を強化する必要がある。

5 大規模自然災害発生後であっても、経済活動（サプライチェーンを含む）を機能不全に陥せない

5-1 サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下による企業活動の低下

（企業BCP策定の支援）

- 経済活動の保持・早期回復を早めるため、商工会と連携して企業BCP策定に向けた普及啓発活動等を推進する必要がある。

（橋梁の耐震補強）

○古い基準で建設された橋梁は大規模地震により落橋・倒壊のおそれがあることから、引き続き、耐震補強を推進する必要がある。

(道路の防災対策)

○道路斜面は豪雨等により崩壊するなど被害を受けやすいため、防災対策を推進する必要がある。また、集落や集落を結ぶ重要な路線の交通難所において道路改良や交通安全工事等を進めると同時に、計画的な維持補修に努める必要がある。

(道路施設の老朽化対策)

○道路施設の老朽化により、災害時に安全な通行に支障が生じ、必要な道路の機能を発揮できないおそれがあることから、道路施設の長寿命化計画等の策定を進め、定期点検を実施するとともに、計画的な修繕・更新を推進する必要がある。

(道路ネットワークの整備)

○災害時にも機能する信頼性の高い道路ネットワークを構築するため、幹線道路や生活道路の町道整備を推進するとともに、国道や県道の整備については、国・県に要請を行う必要がある。

(漁港施設の整備)

○漁港生産基盤を整備（機能強化等含む）するとともに、長寿命化対策や保全工事を推進する必要がある。

(海岸保全施設の整備)

○津波・高潮等による被害の防止に向けて、護岸や堤防等の整備を計画的かつ早期に進める必要がある。また、現状の海岸堤防等の施設の点検を行い、長寿命化を図るため老朽化対策を推進する必要がある。

(河川浚渫、護岸補修)

○近年では、平成30年7月豪雨をはじめとして、甚大な浸水被害が発生していることから、河川浚渫、護岸補修を推進する必要がある。

5-2 社会経済活動、サプライチェーンの維持に必要なエネルギーの供給停止

(橋梁の耐震補強)

○古い基準で建設された橋梁は大規模地震により落橋・倒壊の恐れがあることから、引き続き、耐震補強を推進する必要がある。

(道路の防災対策)

○道路斜面は豪雨等により崩壊するなど被害を受けやすいため、防災対策を推進する必要がある。また、集落や集落を結ぶ重要な路線の交通難所において道路改良や交通安全工事等を進めると同時に、計画的な維持補修に努める必要がある。

(道路施設の老朽化対策)

- 道路施設の老朽化により、災害時に安全な通行に支障が生じ、必要な道路の機能を発揮できないおそれがあることから、道路施設の長寿命化計画等の策定を進め、定期点検を実施するとともに、計画的な修繕・更新を推進する必要がある。

(道路ネットワークの整備)

- 災害時にも機能する信頼性の高い道路ネットワークを構築するため、幹線道路や生活道路の町道整備を推進するとともに、国道や県道の整備については、国・県に要請を行う必要がある。

(海岸保全施設の整備)

- 津波・高潮等による被害の防止に向けて、護岸や堤防等の整備を計画的かつ早期に進める必要がある。また、現状の海岸堤防等の施設の点検を行い、長寿命化を図るため老朽化対策を推進する必要がある。

5-3 基幹的交通ネットワークの機能停止

(道路ネットワークの整備)

- 災害時にも機能する信頼性の高い道路ネットワークを構築するため、幹線道路や生活道路の町道整備を推進するとともに、国道や県道の整備については、国・県に要請を行う必要がある。

(橋梁の耐震補強)

- 古い基準で建設された橋梁は大規模地震により落橋・倒壊のおそれがあることから、引き続き、耐震補強を推進する必要がある。

(道路の防災対策)

- 道路斜面は豪雨等により崩壊するなど被害を受けやすいため、防災対策を推進する必要がある。また、集落や集落を結ぶ重要な路線の交通難所において道路改良や交通安全工事等を進めると同時に、計画的な維持補修に努める必要がある。

(道路施設の老朽化対策)

- 道路施設の老朽化により、災害時に安全な通行に支障が生じ、必要な道路の機能を発揮できないおそれがあることから、道路施設の長寿命化計画等の策定を進め、定期点検を実施するとともに、計画的な修繕・更新を推進する必要がある。

(漁港施設の整備)

- 漁港生産基盤を整備（機能強化等含む）するとともに、長寿命化対策や保全工事を推進する必要がある。

(海岸保全施設の整備)

○津波・高潮等による被害の防止に向けて、護岸や堤防等の整備を計画的かつ早期に進める必要がある。また、現状の海岸堤防等の施設の点検を行い、長寿命化を図るため老朽化対策を推進する必要がある。

(河川浚渫、護岸補修)

○近年では、平成30年7月豪雨をはじめとして、甚大な浸水被害が発生していることから、河川浚渫、護岸補修を推進する必要がある。

5-4 食料等の安定供給の停滞

(農業生産基盤の整備)

○農業生産活動を維持し、低コスト化と生産性の向上を図るため、農地の大区画化・汎用化等の農業生産基盤の整備を推進するとともに、集落関連維持による新たな人材の確保や地域が一体となった農地や農業用施設の保全活動を推進する必要がある。

(農地防災の推進)

○決壊した場合に周辺地域に被害を及ぼすおそれのあるため池を防災重点ため池に指定し、廃止や改修等に計画的に取り組むとともに、ハザードマップの作成等、必要な防災工事を実施するなど、ソフトとハードの両面から決壊等による災害を防止・軽減する必要がある。

《農業生産体制の強化》

○農業の生産体制を強化するため、法人経営の複合化・多角化による経営体質の強化や新規就業者の確保・定着などに取り組み、集落営農法人等を核とした生産構造改革を推進するとともに、災害時には町、農業団体等と連携し、応急処置や復旧に向けた現地指導を実施する必要がある。

(救援物資の輸送等)

○災害による陸上輸送路の途絶や離島航路の不通等の発生に備え、漁業取締船等を救援物資の輸送手段として確保する体制を整備する必要がある。

(道路ネットワークの整備)

○災害時にも機能する信頼性の高い道路ネットワークを構築するため、幹線道路や生活道路の町道整備を推進するとともに、国道や県道の整備については、国・県に要請を行う必要がある。

(橋梁の耐震補強)

○古い基準で建設された橋梁は大規模地震により落橋・倒壊のおそれがあることから、引き続き、耐震補強を推進する必要がある。

(道路の防災対策)

○道路斜面は豪雨等により崩壊するなど被害を受けやすいため、防災対策を推進する必要がある。また、集落や集落を結ぶ重要な路線の交通難所において道路改良や交通安全工事等を進めると

同時に、計画的な維持補修に努める必要がある。

(道路施設の老朽化対策)

- 道路施設の老朽化により、災害時に安全な通行に支障が生じ、必要な道路の機能を発揮できないおそれがあることから、道路施設の長寿命化計画等の策定を進め、定期点検を実施するとともに、計画的な修繕・更新を推進する必要がある。

(漁港施設の整備)

- 漁港生産基盤を整備（機能強化等含む）するとともに、長寿命化対策や保全工事を推進する必要がある。

(緊急物資の輸送体制の構築)

- 大規模自然災害等が発生した場合に緊急に必要となる食糧、飲料水、生活物資などの確保を円滑に行うため、緊急物資の集積拠点の整備を促進するとともに、平時から緊急物資の集積拠点の管理・運営や輸送に係る事業者等との協力体制の構築を図る必要がある。

6 大規模自然災害発生後であっても、生活・経済活動に必要最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る

6-1 ライフライン（電気、ガス、上下水道）の長期間にわたる機能停止

(エネルギーの安定供給)

- 大規模災害による電力、ガス、通信等のライフラインの長期停止を回避するため、災害時協定の締結等、平時から各ライフライン機関との連携体制を強化するとともに、省資源、省エネルギー対策の普及促進や再生エネルギーの導入促進に努める必要がある。

(水道施設の耐震化・老朽化対策)

- 被災に伴う長期断水を防ぎ被害を最小限に抑えるため、水道施設（飲料水供給施設を含む）の老朽化対策・耐震化を着実に推進する必要がある。

(応急給水体制の整備)

- 日本水道協会等における応急給水体制、活動内容等の情報伝達方法、緊急時用の連絡網を再整備することにより、正確かつ迅速な情報共有を図り応急給水体制を向上させる必要がある。

(下水道機能の確保)

- 災害時にも機能を確保する下水道 BCP に基づく訓練の実施や BCP の情報更新を行うとともに、計画的な下水道施設の整備・改築・更新を促進するために、下水道ストックマネジメント計画の策定・見直しをする必要がある。

(合併処理浄化槽への転換促進)

- 浄化槽整備区域にある汲み取り便槽や単独処理浄化槽を、合併処理浄化槽への転換を促進する

必要がある。

6-2 地域交通ネットワークが分断する事態

(災害時の物資等輸送ルートの代替性・冗長性の確保)

- 陸、海、空の輸送ルートを確実に確保するため、地震、津波、水害、土砂災害対策等を着実に進めるとともに、緊急輸送機能となる輸送モード間の連携等による複数輸送ルートの確保を図る必要がある。また、迂回路として活用できる林道等について、幅員、通行可能過重等の情報を道路管理者間で共有する必要がある。

(道路ネットワークの整備)

- 災害時にも機能する信頼性の高い道路ネットワークを構築するため、幹線道路や生活道路の町道整備を推進するとともに、国道や県道の整備については、国・県に要請を行う必要がある。

(橋梁の耐震補強)

- 古い基準で建設された橋梁は大規模地震により落橋・倒壊のおそれがあることから、引き続き、耐震補強を推進する必要がある。

(道路の防災対策)

- 道路斜面は豪雨等により崩壊するなど被害を受けやすいため、防災対策を推進する必要がある。また、集落や集落を結ぶ重要な路線の交通難所において道路改良や交通安全工事等を進めると同時に、計画的な維持補修に努める必要がある。

(道路施設の老朽化対策)

- 道路施設の老朽化により、災害時に安全な通行に支障が生じ、必要な道路の機能を発揮できないおそれがあることから、道路施設の長寿命化計画等の策定を進め、定期点検を実施するとともに、計画的な修繕・更新を推進する必要がある。

(漁港施設の整備)

- 漁港生産基盤を整備（機能強化等含む）するとともに、長寿命化対策や保全工事を推進する必要がある。

(海岸保全施設の整備)

- 津波・高潮等による被害の防止に向けて、護岸や堤防等の整備を計画的かつ早期に進める必要がある。また、現状の海岸堤防等の施設の点検を行い、長寿命化を図るため老朽化対策を推進する必要がある。

7 制御不能な二次災害が発生させない

7-1 市街地での大規模火災の発生

(防災・減災のまちづくりの推進)

○様々な災害リスクが高まる中、災害に強い都市の形成を図るためハード・ソフトを組み合わせた総合的な防災・減災対策について都市計画マスタープランに盛り込むことにより、都市防災を推進する必要がある。

(都市施設の整備)

○延焼防止や避難地・避難路の確保など都市の防災機能の向上を図るため、計画的に市街地における街路や公園等の整備を含めた面的整備を推進する必要がある。

(住宅・建築物等の耐震化)

○住宅・建築物の倒壊は、地震発生後の避難を妨げ、火災の発生にもつながるため、住宅・建築物安全ストック形成事業を実施し、耐震化の普及啓発や耐震診断・耐震改修への支援を行い、耐震化を促進する必要がある。

(公営住宅の長寿命化)

○公営住宅の需給見通しを踏まえ、公営住宅等整備事業、公営住宅等ストック総合改善事業を推進する必要がある。

(住宅の防火対策の推進)

○火災発生時の逃げ遅れによる被害を防止するために、住宅用火災警報器の設置を促進するとともに、適切な維持管理や交換に関する啓発を推進する。また、大規模地震発生後の漏電等による電気火災の発生を防止するための感震ブレーカー等の設置について、普及啓発を行う必要がある。

(消防水利の整備)

○消防力の充実強化に必要な水利施設の整備及び維持管理を適正に行うとともに、地震により消火栓等が損傷し消防水利が使用できない場合に備え、耐震性防火水槽の効果的配置を推進する。

(空き家対策の推進)

○空き家はさらに増加することが予想され、適切に管理されていない空き家の放置により発生している防災上の問題等を解決するため、空き家の利活用・適正管理を促進する必要がある。

7-2 有害物質の大規模拡散・流出

(有害物質対策の推進)

○災害時の有害物質の生活環境への排出を防止するため、事業者に対して、有害物質の使用・保管管理及び流出・拡散防止や汚染物質の除去など防災対策の徹底を促す必要がある。

(海岸保全施設の整備)

○津波・高潮等による被害の防止に向けて、護岸や堤防等の整備を計画的かつ早期に進める必要がある。また、現状の海岸堤防等の施設の点検を行い、長寿命化を図るため老朽化対策を推進

する必要がある。

(高潮ハザードマップの整備)

- 平成27(2015)年7月に施行された改正水防法により、県において高潮浸水規定の見直しが行われ、現在、公表している高潮ハザードマップでは、このマニュアルに対応していないため、マニュアルに対応した高潮ハザードマップを整備する必要がある。

7-3 ため池、防災施設等の損壊・機能不全による二次災害の発生

(農地防災の推進)

- 決壊した場合に周辺地域に被害を及ぼすおそれのあるため池を防災重点ため池に指定し、廃止や改修等に計画的に取り組むとともに、ハザードマップの作成等、必要な防災工事を実施するなど、ソフトとハードの両面から決壊等による災害を防止・軽減する必要がある。

(河川浚渫、護岸補修)

- 近年では、平成30年7月豪雨をはじめとして、甚大な浸水被害が発生していることから、河川浚渫、護岸補修を推進する必要がある。

(土砂災害防止施設の老朽化対策)

- 土砂災害防止施設の老朽化による機能低下を防止し、所定の機能・性能を維持・確保するため、修繕・改築等を推進する必要がある。

(治山事業の推進)

- 近年の局地的な集中豪雨の多発により、山腹崩壊や土砂流出被害が増加していることから、これらによる家屋や道路等への被害を防止するための治山整備を推進する必要がある。

7-4 農地・森林等の荒廃による被害の拡大

(農業生産基盤の整備)

- 区画が狭小で農道や水路が整備されていない農地は、被災を機に、耕作放棄地化するおそれがあることから、区画整理等を行い農業生産力を強化する必要がある。
- 営農の継続や集落機能の維持を図るためには、農地や農業用施設の復旧への支援を行う必要がある。
- 農業生産法人や土地改良区に加えて、地域の非農家との連携を進めることによって、地域が一体となった農地や農業用施設の保全活動を推進する必要がある。

(治山事業の推進)

- 近年の局地的な集中豪雨の多発により、山腹崩壊や土砂流出被害が増加していることから、これらによる家屋や道路等への被害を防止するための治山整備を推進する必要がある。

(適切な森林整備の推進)

○適期に施業が行われていない森林や、伐採したまま植栽等が実施されない森林は、台風や集中豪雨等により深刻な山地災害が発生し、山中にある送電施設等の被害により、ライフラインが断たれるおそれがあるため、森林の機能回復を図るため適切な森林整備を推進する必要がある。

7-5 風評被害等による地域経済等への甚大な影響

(災害時の情報伝達の強化)

○民間通信事業者の回線が停止した場合にも、災害対応に必要な情報の迅速な収集・共有ができるよう、防災行政無線について、その耐災害性の向上、情報・通信システムの冗長性の確保、災害リスク情報の伝達手段の強化等を図る必要がある。

8 大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・復旧できる条件を整備する

8-1 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態

(災害廃棄物処理対策の推進)

○災害廃棄物処理計画や国・県等との連携・協力により、災害廃棄物の迅速・適正な処理体制の構築を図る必要がある。

(ストックヤードの確保)

○大規模自然災害が発生した場合、建物の浸水や倒壊等により多量の災害廃棄物が発生することが想定される。早急な復旧、復興には、災害廃棄物を仮置きするためのストックヤードが必要であるため、本町におけるストックヤードの候補地の確保を促進する必要がある。

(災害廃棄物の適正処理の体制整備)

○大規模自然災害が発生した場合、建物の浸水や倒壊等により大量の災害廃棄物が発生し、本町の通常の廃棄物処理体制では適正な処理が困難になることが想定される。このため、災害廃棄物処理等の協力について、関係機関等と協定を締結し、協力体制の実効性向上を図る必要がある。

8-2 道路啓開等の復旧・復興を担う人材(専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等)の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態

(建設産業の担い手確保・育成)

○町内建設産業は、災害時の応急・復旧対策を担う中核的存在として重要な役割を果たしているが、業者数及び就業者数ともに長年にわたって減少傾向が続いており、このままでは、いずれその役割を果たせなくなることが懸念されている。将来にわたって、建設産業がその役割を果たし続けるには、マンパワーの絶え間ない確保が何より重要であり、担い手の確保・育成に継続的に取り組んでいく必要がある。

(応援協定の締結・拡充)

○広域応援体制整備を進めてきており、今後は、円滑な運用に向け、訓練等を通じて実効性を高

めていく必要がある。

8-3 地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等により復旧・復興が大幅に遅れる事態

(消防団員等の確保)

- 過疎化・高齢化や産業構造の変化により減少傾向にある消防団員を確保するため、団員の処遇や装備の改善を推進するとともに、団員確保に向けた広報活動や消防団協力事業所等を通じて消防団員の確保に取り組む必要がある。

(防災意識の醸成)

- 各種ハザードマップや災害教訓事例集等の活用、研修の開催等を通じて防災知識の普及・啓発を図るとともに、住民や民間事業者等が参加する防災訓練を通じて平時から防災意識の醸成を図る必要がある。

(地域ぐるみの防災活動の促進)

- 防災士の養成や自主防災アドバイザーの派遣等を通じて、地域防災の要である自主防災組織の活動の活性化を図るとともに、自主防災組織等による地域ぐるみの防災活動を促進する必要がある。

(警察施設、消防施設の耐震化、情報通信機能の耐災害性の強化)

- 地域における活動拠点となる警察施設や消防施設の耐震化や建て替え工事を強化する必要がある。また、情報通信機能の耐災害性の強化、高度化を着実に推進する必要がある。

(防災の担い手づくり)

- 地域ぐるみによる防災活動の促進、防災意識の醸成に係る取組み等を通じて、自主防災組織の育成や消防団員の確保など防災の担い手づくりの取組みを進める必要がある。

8-4 基幹インフラの損壊により復旧・復興が大幅に遅れる事態

(道路ネットワークの整備)

- 災害時にも機能する信頼性の高い道路ネットワークを構築するため、幹線道路や生活道路の町道整備を推進するとともに、国道や県道の整備については、国・県に要請を行う必要がある。

(橋梁の耐震補強)

- 古い基準で建設された橋梁は大規模地震により落橋・倒壊のおそれがあることから、引き続き、耐震補強を推進する必要がある。

(道路の防災対策)

- 道路斜面は豪雨等により崩壊するなど被害を受けやすいため、防災対策を推進する必要がある。また、集落や集落を結ぶ重要な路線の交通難所において道路改良や交通安全工事等を進めると同時に、計画的な維持補修に努める必要がある。

(道路施設の老朽化対策)

- 道路施設の老朽化により、災害時に安全な通行に支障が生じ、必要な道路の機能を発揮できないおそれがあることから、道路施設の長寿命化計画等の策定を進め、定期点検を実施するとともに、計画的な修繕・更新を推進する必要がある。

(漁港施設の整備)

- 漁港生産基盤を整備（機能強化等含む）するとともに、長寿命化対策や保全工事を推進する必要がある。

8-5 広域・長期にわたる浸水被害の発生により復旧・復興が大幅に遅れる事態

(内水対策の促進)

- ハード・ソフト両面から浸水被害の軽減・最小化を図るため、下水道（雨水）の整備、内水ハザードマップの作成・公表や、防災訓練等を通じた住民のハザードマップ活用を促進する必要がある。

(浸水対策、流域減災対策)

- 大規模地震等が発生した際に、海岸堤防等が倒壊するなどにより、大規模な浸水被害等の発生が想定される。このため、地震・津波、洪水・高潮等による浸水への対策を着実に推進するとともに、被害軽減に資する流域減災対策を推進する必要がある。

(海岸保全施設の整備)

- 津波・高潮等による被害の防止に向けて、護岸や堤防等の整備を計画的かつ早期に進める必要がある。また、現状の海岸堤防等の施設の点検を行い、長寿命化を図るため老朽化対策を推進する必要がある。

(高潮ハザードマップの整備)

- 平成27(2015)年7月に施行された改正水防法により、県において高潮浸水規定の見直しが行われ、現在、公表している高潮ハザードマップでは、このマニュアルに対応していないため、マニュアルに対応した高潮ハザードマップを整備する必要がある。

8-6 貴重な文化財や環境的資産の喪失等による有形・無形の文化財の衰退・損失

(文化財防災対策の促進)

- 指定文化財を適切に保管できるよう、管理状況等を把握し、必要な助言を行う必要がある。
- 文化財建造物を災害から守り、利用者の安全を確保するとともに、文化財の特性に応じた防災・減災対策を促進する必要がある。

8-7 事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態

(応急仮設住宅の迅速な供与)

- 想定される最大の被害に基づく応急仮設住宅の必要戸数の建設に必要な面積が十分に確保できておらず、引き続き建設候補地の新規選定が必要である。また、平常時から関係団体と連携して、応急仮設住宅の供与に向けた検討・調整をしておく必要がある。

施策分野ごとの脆弱性評価結果

(個別施策分野)

1) 行政機能／警察・消防等

(防災拠点となる公共施設等の強化)

本庁舎をはじめとする公共施設は、災害対応の拠点となる重要な施設であり、長寿命化工事の実施や建替等の取り組みを推進するとともに、電力供給遮断などの非常時に、防災拠点施設における行政機能の維持に必要な電力を確保する必要がある。

(業務継続計画 (BCP) の実効性に向けた取組)

業務継続体制を確立するため、町の業務継続計画 (BCP) について、定期的に見直しを行うとともに、職員への周知徹底を図る必要がある。

(応援協定の締結・拡充)

災害時に生活必需品等の物資並びに緊急輸送手段を確保できるよう民間事業者と協定を締結し、流通備蓄による対策を進めており、平時から実効性のある運用に向けた取組を推進する必要がある。

(避難体制の整備)

- ・ 防災に関する情報を、確実な避難行動に繋げていくため、地域の災害リスクをあらかじめ把握し、地域で呼びかけあって避難する具体的な体制づくりを進めていく必要がある。
- ・ 大規模災害に備え、行政主体の避難所運営ではなく、女性や高齢者など多様な避難者の視点やニーズの違い等に配慮した良好な生活環境を確保するとともに、地域住民による自主的な避難所運営ができる体制を整える必要がある。
- ・ 避難所における飲料水や食糧及び毛布やトイレ、発電機等資機材の防災備蓄の充実を図る必要がある。
- ・ 指定避難所、避難場所の指定・拡充を図るとともに、公共施設等の長寿命化計画の策定・更新を行うとともに、予備的な公共施設、協定による民間施設の活用、近隣市町との相互受け入れ等による避難先の確保に取り組む必要がある。

(地域の治安の維持)

災害発生時において、警察機能が低下した際には、無人となった住宅・店舗を狙った窃盗事件等が発生するおそれがあるため、防犯灯・防犯カメラの整備を推進するとともに、防犯パトロール活動の推進、田布施町メールの配信など、関係機関の連携のもと、治安維持に努める必要がある。

(警察施設、消防施設の耐震化、情報通信機能の耐災害性の強化)

地域における活動拠点となる警察施設や消防施設の耐震化や建て替え工事を強化する必要がある。また、情報通信機能の耐災害性の強化、高度化を着実に推進する必要がある。

(中山間地域の避難対策)

衛星携帯電話など外部との通信手段を確保するとともに、空からの救助・救出や物資の輸送等に対応できるよう、ヘリポートの確保や整備を進める必要がある。

(災害対応業務の標準化・共有化)

災害対応において関係機関ごとに体制や資機材、運営要領が異なることから、災害対応業務の標準化、情報の共有化に関する検討を行い、必要な事項について標準化を推進するとともに明確な目標の下に合同訓練等を実施し、災害対応業務の実効性を高めていく必要がある。

(消防団員等の確保)

過疎化・高齢化や産業構造の変化により減少傾向にある消防団員を確保するため、団員の処遇や装備の改善を促すとともに、団員確保に向けた広報活動や消防団協力事業所等を通じて消防団員の確保に取り組む必要がある。

(消防の装備等整備・高度化)

迅速・的確な救出救助活動を図るため、消防の消防機庫、車両、各種装備資機材等の整備の充実や高度化を推進し、災害対応能力の強化を図る必要がある。

2) 住宅・都市／環境

(学校施設の長寿命化)

学校施設は、児童生徒が日中の大半を過ごす場であり、災害時の避難場所となるとことも多いことから、非構造部材の耐震化を図るとともに、施設の長寿命化に取り組む必要がある。

(住宅・建築物等の耐震化)

住宅の安全性の向上を図るため、住宅・建築物安全ストック形成事業を実施し、耐震化の普及啓発や耐震診断・耐震改修への支援を行い、耐震化を促進する必要がある。

(公営住宅の長寿命化)

公営住宅の需給見通しを踏まえ、公営住宅等整備事業、公営住宅等ストック総合改善事業を推進する必要がある。

(防災・減災のまちづくりの推進)

様々な災害リスクが高まる中、災害に強い都市の形成を図るためハード・ソフトを組み合わせた総合的な防災・減災対策について都市計画マスタープランに盛り込むことにより、都市防災を推進する必要がある。

(大規模盛土造成地マップの整備)

大規模盛土造成地に対する町民の防災意識醸成と、所有者に宅地の安全性向上を促すためには、大規模盛土造成マップの効率的な周知方法について県と連携して検討するとともに、第二次

スクリーニングを行う必要がある。

(都市施設の整備)

延焼防止や避難地・避難路の確保など都市の防災機能の向上を図るため、計画的に市街地における街路や公園等の整備を含めた面的整備を推進する必要がある。

(住宅の防火対策の推進)

火災発生時の逃げ遅れによる被害を防止するために、住宅用火災警報器の設置を促進するとともに、適切な維持管理や交換に関する啓発を推進する。また、大規模地震発生後の漏電等による電気火災の発生を防止するための感震ブレーカー等の設置について、普及啓発を行う必要がある。

(消防水利の整備)

消防力の充実強化に必要な水利施設の整備及び維持管理を適正に行うとともに、地震により消火栓等が損傷し消防水利が使用できない場合に備え、耐震性防火水槽の効果的配置を推進する必要がある。

(空き家対策の推進)

空き家はさらに増加することが予想され、適切に管理されていない空き家の放置により発生している防災上の問題等を解決するため、空き家の利活用・適正管理を促進する必要がある。

(上下水道施設等の耐震化等の促進)

- ・被災に伴う長期断水を防ぎ被害を最小限に抑えるため、水道施設（飲料水供給施設を含む）の老朽化対策・耐震化を着実に推進する必要がある。
- ・日本水道協会等における応急給水体制、活動内容等の情報伝達方法、緊急時用の連絡網を再整備することにより、正確かつ迅速な情報共有を図り応急給水体制を向上させる必要がある。
- ・災害時にも機能を確保する下水道BCPに基づく訓練の実施やBCPの情報更新を行うとともに、計画的な下水道施設の整備・改築・更新を促進するために、下水道ストックマネジメント計画の策定・見直しをする必要がある。
- ・浄化槽整備区域にある汲み取り便槽や単独処理浄化槽を、合併処理浄化槽への転換を促進する必要がある。

(有害物質対策の推進)

災害時の有害物質の生活環境への排出を防止するため、事業者に対して、有害物質の使用・保管管理及び、流出・拡散防止や汚染物質の除去など防災対策の徹底を促す必要がある。

(災害廃棄物処理対策の推進)

- ・近年、大規模の自然災害等が頻発する中、災害発生時に備え災害廃棄物処理計画を策定するなど、災害廃棄物の処理体制の構築を図る必要がある。

- ・大規模自然災害が発生した場合、建物の浸水や倒壊等により多量の災害廃棄物が発生することが想定される。早急な復旧、復興には、災害廃棄物を仮置きするためのストックヤードが必要である為、本町におけるストックヤードの候補地の確保を促進する必要がある。
- ・大規模自然災害が発生した場合、建物の浸水や倒壊等により大量の災害廃棄物が発生し、本町の通常の廃棄物処理体制では適正な処理が困難になることが想定される。このため、災害廃棄物処理等の協力について、関係機関等と協定を締結し、協力体制の実効性向上を図る必要がある。

3) 保健医療・福祉

(社会福祉施設の防災対策の推進)

高齢者、障害者、乳幼児等の要配慮者の安全を確保するため、社会福祉施設の設置者に対し、耐震診断・耐震改修の必要性の普及・啓発等を行い、施設の改修・整備や耐震化を促進する必要がある。

(災害医療に係る体制整備の強化)

- ・災害発生時に、医療救護活動が円滑に実施できるよう、平時より県、災害拠点病院をはじめ医師会や消防機関等関係機関との医療連携体制の構築を推進する必要がある。
- ・災害時において、迅速な医療が提供できるよう非常用電源の十分な確保を図る必要がある。
- ・災害発生時に医療救護活動を円滑に実施するため、様々な医療チームの派遣や患者の受入医療機関の確保の調整等を行い、職種を横断した人材養成や体制整備に取り組む必要がある。

(医療用資機材・医薬品の備蓄)

大規模災害発生初動期には、医療救護用の医薬品等の流通確保が難しくなるおそれがあるため、大規模災害発生時の初動期（2日間）の医療救護用として備蓄し、適正な補完管理を行う必要がある。

(要配慮者対策の促進)

- ・避難行動要支援者の適切な避難に繋がるよう、避難行動要支援者名簿の更新や名簿情報の共有、個別計画の作成などの取組を促進する必要がある。
- ・要配慮者利用施設等については、施設の所有者又は管理者と連携し、利用者を安全に避難させるための取組を進めることが必要である。

(備蓄物資の供給体制等の強化)

備蓄物資や流通備蓄物資の搬出・搬入について、適正かつ迅速な物資の確保を行うため、関係機関との連携や調整などを強化する必要がある。

(感染症対策の推進)

- ・被災地において、感染症が発生・まん延しないよう集団免疫獲得のため、平時から定期の予防接種の対象者が確実に予防接種を受ける必要がある。

・災害発生時に新型コロナウイルス等の感染症が発生した際、迅速に対応できるよう、保健所等関係団体等と連携し対応マニュアルを整備するとともに、関係職員が円滑に対応できるよう研修等を実施する必要がある。また、避難所等での感染症対策に必要な物資・資機材について、計画的に整備する必要がある。

(福祉避難所の促進)

避難所生活で特別な配慮が必要な高齢者や障害者等を受け入れる福祉避難所を確保する必要がある。

4) 産業・エネルギー

(企業 BCP 策定の支援)

経済活動の保持・早期回復を早めるため、商工会と連携して企業 BCP 策定に向けた普及啓発活動等を推進する必要がある。

(エネルギーの安定供給)

大規模災害による電力、ガス、通信等のライフラインの長期停止を回避するため、災害時協定の締結等、平時から各ライフライン機関との連携体制を強化するとともに、省資源、省エネルギー対策の普及促進や再生エネルギーの導入促進に努める必要がある。

5) 情報・通信

(業務継続計画 (ICT-BCP) の推進)

災害発生時においても、応急業務や優先度の高い通常業務を支えるシステムやネットワーク等の稼働が確保できるよう、点検・訓練等を実施し、ICT 部門の業務継続計画 (ICT-BCP) の策定を図る必要がある。

(多様な情報伝達手段の確保)

防災行政無線による伝達をはじめとして、全国瞬時警報システム (Jアラート)、災害情報共有システム (Lアラート)、田布施町メール、緊急速報メール、SNS など伝達手段の多様化を図るとともに、今後も情報インフラの環境変化等に応じ、新たな手段を検討する必要がある。

(災害時の情報伝達の強化)

・民間通信事業者の回線が停止した場合にも、災害対応に必要な情報の迅速な収集・共有ができるよう、防災行政無線について、その耐災害性の向上、情報・通信システムの冗長性の確保、災害リスク情報の伝達手段の強化等を図る必要がある。

・被災情報や避難情報など住民の生命・財産の確保に不可欠な情報を確実に提供するため、災害発生時に地域 (離島・飛び地も含む) において重要な情報伝達手段となる環境構築を行う必要がある。

(通信事業者等の災害対応力強化)

情報通信インフラについては、中継伝送路の冗長化・多ルート化等を推進しているが、災害時に備え、避難施設等における通信手段を早期に確保する必要があるため、平時から通信事業者と情報共有や意見交換を行うなど連携体制を強化する必要がある。

6) 交通・物流

(橋梁の耐震補強)

古い基準で建設された橋梁は大規模地震により落橋・倒壊のおそれがあることから、引き続き、耐震補強を推進する必要がある。

(道路の防災対策)

道路斜面は豪雨等により崩壊するなど被害を受けやすいため、防災対策を推進する必要がある。また、集落や集落を結ぶ重要な路線の交通難所において道路改良や交通安全工事等を進めると同時に、計画的な維持補修に努める必要がある。

(道路施設の老朽化対策)

道路施設の老朽化により、災害時に安全な通行に支障が生じ、必要な道路の機能を発揮できないおそれがあることから、道路施設の長寿命化計画等の策定を進め、定期点検を実施するとともに、計画的な修繕・更新を推進する必要がある。

(道路ネットワークの整備)

災害時にも機能する信頼性の高い道路ネットワークを構築するため、幹線道路や生活道路の町道整備を推進するとともに、国道や県道の整備については、国・県に要請を行う必要がある。

(漁港施設の整備)

漁港生産基盤を整備（機能強化等含む）するとともに、長寿命化対策や保全工事を推進する必要がある。

(救援物資の輸送等)

災害による陸上輸送路の途絶や離島航路の不通等の発生に備え、漁業取締船等を救援物資の輸送手段として確保する体制を整備する必要がある。

(災害時の物資等輸送ルートの代替性・冗長性の確保)

陸、海、空の輸送ルートを実際に確保するため、地震、津波、水害、土砂災害対策等を着実に進めるとともに、緊急輸送機能となる輸送モード間の連携等による複数輸送ルートの確保を図る必要がある。

また、迂回路として活用できる林道等について、幅員、通行可能過重等の情報を道路管理者間で共有する必要がある。

7) 農林水産

(農地防災の推進)

決壊した場合に周辺地域に被害を及ぼすおそれのあるため池を防災重点ため池に指定し、廃止や改修等に計画的に取り組むとともに、ハザードマップの作成等、必要な防災工事を実施するなど、ソフトとハードの両面から決壊等による災害を防止・軽減する必要がある。

(農業生産基盤の整備)

農業生産活動を維持し、低コスト化と生産性の向上を図るため、農地の大区画化・汎用化等の農業生産基盤の整備を推進するとともに、集落関連維持による新たな人材の確保や地域が一体となった農地や農業用施設の保全活動を推進する必要がある。

(農業生産体制の強化)

農業の生産体制を強化するため、法人経営の複合化・多角化による経営体質の強化や新規就業者の確保・定着などに取り組み、集落営農法人等を核とした生産構造改革を推進するとともに、災害時には町、農業団体等と連携し、応急処置や復旧に向けた現地指導を実施する必要がある。

8) 国土保全・土地利用

(海岸保全施設の整備)

津波・高潮等による被害の防止に向けて、護岸や堤防等の整備を計画的かつ早期に進める必要がある。また、現状の海岸堤防等の施設の点検を行い、長寿命化を図るため老朽化対策を推進する必要がある。

(高潮ハザードマップの整備)

平成27(2015)年7月に施行された改正水防法により、県において高潮浸水規定の見直しが行われ、現在、公表している高潮ハザードマップでは、このマニュアルに対応していないため、マニュアルに対応した高潮ハザードマップを整備する必要がある。

(河川浚渫、護岸補修)

近年では、平成30年7月豪雨をはじめとして、甚大な浸水被害が発生していることから、河川浚渫、護岸補修を推進する必要がある。

(洪水ハザードマップの整備)

河川整備の計画規模を上回る洪水が発生した場合でも、人命を守り、社会経済の壊滅的な被害をできる限り軽減するため、最悪な事態を想定し、想定最大規模の洪水に対応した浸水想定区域の公表や洪水ハザードマップにより洪水避難対策を住民へ周知する必要がある。

(適切な森林整備の推進)

適期に施業が行われていない森林や、伐採したまま植栽等が実施されない森林は、台風や集中豪雨等により深刻な山地災害が発生し、山中にある送電施設等の被害により、ライフラインが断たれるおそれがあるため、森林の機能回復を図るため適切な森林整備を推進する必要がある。

(土砂災害防止施設の整備)

近年災害が発生した箇所や要配慮者利用施設・避難所が立地する箇所など、危険性や緊急性の高い箇所から重点的・計画的に土砂災害防止施設を整備するとともに、所定の機能・性能を維持・確保するため、修繕・改築等を推進する必要がある。

(土砂災害防止施設の老朽化対策)

土砂災害防止施設の老朽化による機能低下を防止し、所定の機能・性能を維持・確保するため、修繕・改築等を推進する必要がある。

(浸水対策、流域減災対策)

大規模地震等が発生した際に、海岸堤防等が倒壊するなどにより、大規模な浸水被害等の発生が想定される。このため、地震・津波・洪水・高潮等による浸水への対策を着実に推進するとともに、被害軽減に資する流域減災対策を推進する必要がある。

(応急仮設住宅の迅速な供与)

想定される最大の被害に基づく応急仮設住宅の必要戸数の建設に必要な面積が十分に確保できておらず、引き続き建設候補地の新規選定が必要である。また、平常時から他市町や関係団体と連携して、応急仮設住宅の供与に向けた検討・調整をしておく必要がある。

9) リスクコミュニケーション

(防災意識の醸成)

各種ハザードマップや災害教訓事例集等の活用、研修の開催等を通じて防災知識の普及・啓発を図るとともに、住民や民間事業者等が参加する防災訓練を通じて平時から防災意識の醸成を図る必要がある。

(地域ぐるみの防災活動の促進)

防災士の養成や自主防災アドバイザーの派遣等を通じて、地域防災の要である自主防災組織の活動の活性化を図るとともに、自主防災組織等による地域ぐるみの防災活動を促進する必要がある。

(防災の担い手づくり)

地域ぐるみによる防災活動の促進、防災意識の醸成に係る取組み等を通じて、自主防災組織の育成や消防団員の確保など防災の担い手づくりの取組みを進める必要がある。

10) 老朽化対策

(公共施設等の適切な維持管理)

公共施設等が老朽化していくことを踏まえ、住民生活や経済活動の基盤となる公共施設等を維持し、必要な行政サービスを将来にわたり提供していく必要がある。

11) 官民連携

(応援協定の締結・拡充)

迅速かつ効果的な応急対策が実施できるよう、協定の締結・拡充など、民間事業者等との連携・支援体制の整備に努めるとともに、協定に基づく効果的な運用を図る必要がある。

(被災地支援活動に対する支援体制整備)

社会福祉協議会と連携し、災害ボランティアセンターの運営に関する研修等を通じ、地域住民の災害ボランティアセンター運営への協力体制を強化する必要がある。